

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■ 付託議案

【予算案】

第145号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算（第8号） [関係分]

… P1～9

■ 報告事項

- ①島根県未来投資促進基本計画の策定について … P10～50
- ②公益社団法人島根県観光連盟の観光地域づくり法人（DMO）登録等について … P51
- ③ベトナムとの国際定期便就航に向けたベトナム航空及びMSツーリストとの連携について … P52～53
- ④県内物流実態調査（中間報告）について … P54～56

令和5年12月14日・15日

商 工 労 働 部

商工労働部 令和5年度11月補正予算(12/12提案分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	198,165	0	198,165	100.0
款5.労働費	2,175,430	0	2,175,430	100.0
款7.商工費	15,264,440	2,193,300	17,457,740	114.4
部 合 計	17,638,035	2,193,300	19,831,335	112.4

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	1,869,039	613,100	2,482,139	132.8
観光振興課	1,413,075	0	1,413,075	100.0
しまねブランド 推進課	677,547	0	677,547	100.0
産業振興課	3,905,090	700,600	4,605,690	117.9
企業立地課	3,026,436	0	3,026,436	100.0
中小企業課	4,571,418	879,600	5,451,018	119.2
雇用政策課	2,175,430	0	2,175,430	100.0
部 合 計	17,638,035	2,193,300	19,831,335	112.4

3 特別会計

(単位:千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	966,461	0	966,461	100.0
中小企業制度融資等	47,622,062	0	47,622,062	100.0
部 合 計	48,588,523	0	48,588,523	100.0

商工政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,869,039	613,100	2,482,139	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 613,100
1 LPガス価格高騰緊急対策事業費	1,104,600	613,100	1,717,700	⇒ 別紙 P3 ※繰越明許費: 613,100

産業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,905,090	700,600	4,605,690	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 700,600
1 ものづくり産業総合支援事業費	788,968	400,000	1,188,968	⇒ 別紙 P4 (中小企業特別高圧電気緊急対策事業)、P5 (ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業) ※繰越明許費: 400,000
2 ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業費	0	300,600	300,600	⇒ 別紙 P6 ※繰越明許費: 300,600

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,571,418	879,600	5,451,018	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 879,600
1 地域商業等支援事業費	298,000	779,600	1,077,600	⇒ 別紙 P7 (飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業)、P9 (飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業) ※繰越明許費: 779,600
2 中小企業団体中央会活動支援事業費	109,324	100,000	209,324	⇒ 別紙 P8 ※繰越明許費: 100,000

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業

予算額：613,100千円

（6月補正予算額：1,104,600千円）

1. 趣旨

- 令和5年1月～9月分を対象に実施しているLPガス利用料金の支援（R5.6補正）について、令和5年10月～令和6年4月分を対象とし、支援額を見直したうえで、追加で支援を実施する

【参考】国による都市ガス支援の概要（⇒ 10月以降の支援）

〔対象期間〕 令和5年1月～9月 ⇒ 10月から令和6年4月まで延長（7か月間）

〔支援単価〕 30円/㎥（9月使用分は15円/㎥） ⇒ 国は支援単価15円/㎥（当初単価の1/2）

2. 事業内容

- 対象期間は、令和5年1月～9月から10月～令和6年4月（7か月間）
- 現行の支援に対して、支援額は概ね1/2とする（給付金にかかる上限額は1/4）
- 実施時期は、令和6年6月以降を予定

区分	支援対象	支援方法	支援金額等	
			R5年6月補正 ※実施中 （R5年1月～9月分）	今回の補正予算 （R5年10月～R6年4月分）
定額支援 （値引き）	一般家庭等の消費者	販売事業者が消費者の利用料金から値引き	最大4,250円/件 〔販売店協力金〕 値引き協力金：50,000円 実施件数加算：60円/件 システム改修費：最大500,000円	最大2,000円/件 〔販売店協力金〕 変更なし
従量支援 （給付金）	定額支援の対象者	消費者からの申請に対し、給付金を支給	〔対象者〕 対象期間において、25 ㎥を超える使用量の月が、ひと月以上ある消費者 〔支援金額〕 20円/㎥ （9月分は10円/㎥） 上限120万円/月 （9月分は60万円）	〔対象者〕 対象期間の合計使用量が200 ㎥を超える消費者 〔支援金額〕 10円/㎥ 上限200万円/件
	定額支援が適用されない消費者（工業利用等）		定額支援（値引き）が適用されない高圧ガス保安法の対象のLPガス消費者（工業利用等）に対しては、従量支援（給付金）により支援（〔支援金額〕20円/㎥ → 10円/㎥）	

3. 予算額 613,100千円（内訳：支援原資493,000千円、事務費等120,100千円）

※ 事務が翌年度にわたることから、R6年度へ繰越

中小企業特別高圧電力緊急対策事業

予算額：202,000千円
 （6月補正予算額：440,000千円）
 （9月補正予算額：95,700千円）

1. 趣旨

- 国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない、特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対して、負担軽減のための対策を実施（R5.6及び9補正）
- 国が高圧・低圧契約の価格高騰対策を7か月延長することに併せ、国の高圧電力の支援単価に準じて単価を変更して期間を延長

【参考】国による高圧電力契約への支援	（⇒ 10月以降の支援）
〔対象期間〕 令和5年1月～9月	⇒ 10月から令和6年4月まで延長（7か月間）
〔支援単価〕 3.5円/kWh（9月分は1.8円/kWh）	⇒ 国は支援単価1.8円/kWh（9月分と同額）

2. 事業内容

対象企業	①特別高圧契約を結んでいる中小企業 ②特別高圧契約を結んでいる大規模店舗にテナント入居する中小企業 ③特別高圧契約を結ぶみなし大企業のうち「直近2期の営業損益の合算が赤字」の企業 ※①②は6月補正、③は9月補正で対象追加	
	6月・9月補正	11月補正
支援単価 ・期間	R5年1月～8月：3.5円/kWh 9月：1.8円/kWh	R5年10月～R6年4月：1.8円/kWh
補助上限	中小企業 5,000万円 ----- みなし大企業 「2,000万円」 または 「直近2期の営業損益の合算赤字額」 のいずれか小さい額	中小企業 2,000万円 ----- みなし大企業 「800万円」 または 「直近2期の営業損益の合算赤字額から 2,000万円を除いた額」 のいずれか小さい額
実施事務	・対象事業者から県への申請により補助 ・申請期間（予定）：令和6年5月中旬から6月下旬	

3. 予算額 202,000千円

※ 事務が翌年度にわたることから、R6年度へ繰越

ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

予算額：198,000千円

（R5予算（R4繰越）：499,892千円）

1. 趣旨

エネルギー価格高騰の影響を受けている製造業者が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資等を支援

2. 事業内容

(1) 補助対象者

県内中小製造業のうち、エネルギー価格の高騰の影響を受けている事業者

(2) 補助対象

省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入費

- ・ユーティリティ設備：LED照明、高効率空調、高性能ボイラ、受電設備など
- ・生産設備：高効率工作機械、高効率冷凍機など
- ・エネルギーマネジメントシステム(EMS)：使用電力の自動監視・制御システム
- ・断熱(遮熱)塗装：施設内温度上昇を抑える塗装、遮熱幕など

(3) 補助要件

以下の項目を総合的に評価

- ・エネルギーコストの経営への影響度（総コストに占める光熱費の金額及び割合）
- ・削減効果（今回の取組計画による光熱費の削減額と削減率）
- ・取引先からのCO₂削減要請への対応など、取引の確保・継続等の面からの緊急性

(4) 補助率

1／2以内（小規模事業者は2／3以内）

(5) 補助額

上限 500万円

下限 40万円

【参考】

公募回	採択件数	採択額
第1回	73	201,860千円
第2回	45	106,391千円
第3回	28	55,972千円
第4回	17	35,452千円
計	163	399,675千円

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業

予算額：300,600千円
(R5 予算 (R4 繰越)：320,884千円)

1. 趣旨

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等による収益確保のために必要な設備投資等を支援

2. 事業内容

(1) 対象

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている県内中小企業（製造業）が行う、以下のいずれかの取組において実施する設備投資等

- ①生産プロセスにおける省人化・自動化・多能工化などを進め、生産性を向上させる取組
- ②サプライチェーンの流動化に対応した新たな受注獲得や事業創出を図る取組

(2) 補助率

1／2以内（小規模事業者は2／3以内）

(3) 補助額

上限 1,000万円
下限 50万円

【参考】

公募回	採択件数	採択額
第1回	9	60,926千円
第2回	8	49,198千円
第3回	4	30,580千円
第4回	17	119,866千円
計	38	260,570千円

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

予算額：729,600 千円

(R5 予算 (R4 繰越))：950,000 千円)

1 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食、商業及びサービス業等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資等を支援

2 事業概要

(1) 補助対象者

県内中小企業（飲食・商業・サービス業等）のうち、エネルギー価格の高騰の影響を受けている事業者

(2) 補助対象

省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入費
(LED 照明機器、高効率冷凍冷蔵庫、高効率空調設備など)

(3) 補助要件

エネルギーコスト（光熱費）を削減する取組計画を実行すること

○以下の項目を総合的に評価

- 1) エネルギーコストの経営への影響度
 - ・総コストに占める光熱費の金額及び割合
- 2) 削減効果
 - ・今回の取組計画による光熱費の削減額と削減率

(4) 補助率

1／2（コロナ融資がある場合2／3）

(5) 補助額

上限 200 万円

下限 20 万円

【参考】

募集	交付決定（件数）	交付決定（金額）
第1回	99 件	119, 185 千円
第2回	324 件	344, 405 千円
第3回	197 件	203, 506 千円
第4回	141 件	153, 504 千円
合計	761 件	808, 180 千円

中小企業団体経営基盤緊急強化事業
（原油価格・物価高騰対策）

予算額：100,000千円
（R5 予算（R4 繰越））：156,092千円）

1 目的

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者が連携して行う、コスト削減や生産性向上などの取組を支援

2 事業概要

（1）補助対象者

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者を構成員とする事業協同組合等の団体

（2）補助対象

事業計画に基づいて実施するコスト削減や生産性向上に向けた、設備投資などのハード事業や研修の実施などのソフト事業

（3）補助要件

団体で行うことによるスケールメリットがある事業であること

（4）補助率

1／2（構成員の2／3が「小規模事業者」である場合2／3）

（5）補助額

- ・ハード事業 上限 2,000万円
- ・ソフト事業 上限 400万円

【参考】

募集	交付決定（件数）	交付決定（金額）
第1回	2件	24,787千円
第2回	3件	28,300千円
第3回	6件	51,969千円
第4回	5件	20,802千円
合計	16件	125,858千円

飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

予算額：50,000 千円

(R5 予算 (R4 繰越))：45,000 千円)

1 目的

エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける飲食・商業及びサービス業の事業者が取り組む新事業の展開による収益確保のために必要な設備投資等を支援

2 事業概要

(1) 補助対象者

県内中小企業 飲食・商業・サービス事業者

(2) 補助対象

設備、設備に関連する備品、施設改修費等

(3) 補助要件

- ① 自社にとって新たな取組（新商品開発、新技術開発等）のための設備投資であること
- ② 3年以内に当該投資による年間の売上げが投資額以上となる計画であること

(4) 補助率

1／2（コロナ融資がある場合2／3）

(5) 補助額

上限 200万円

下限 40万円

【参考】

募集	交付決定（件数）	交付決定（金額）
第1回	29件	38,351千円
第2回	2件	4,000千円
合計	31件	42,351千円

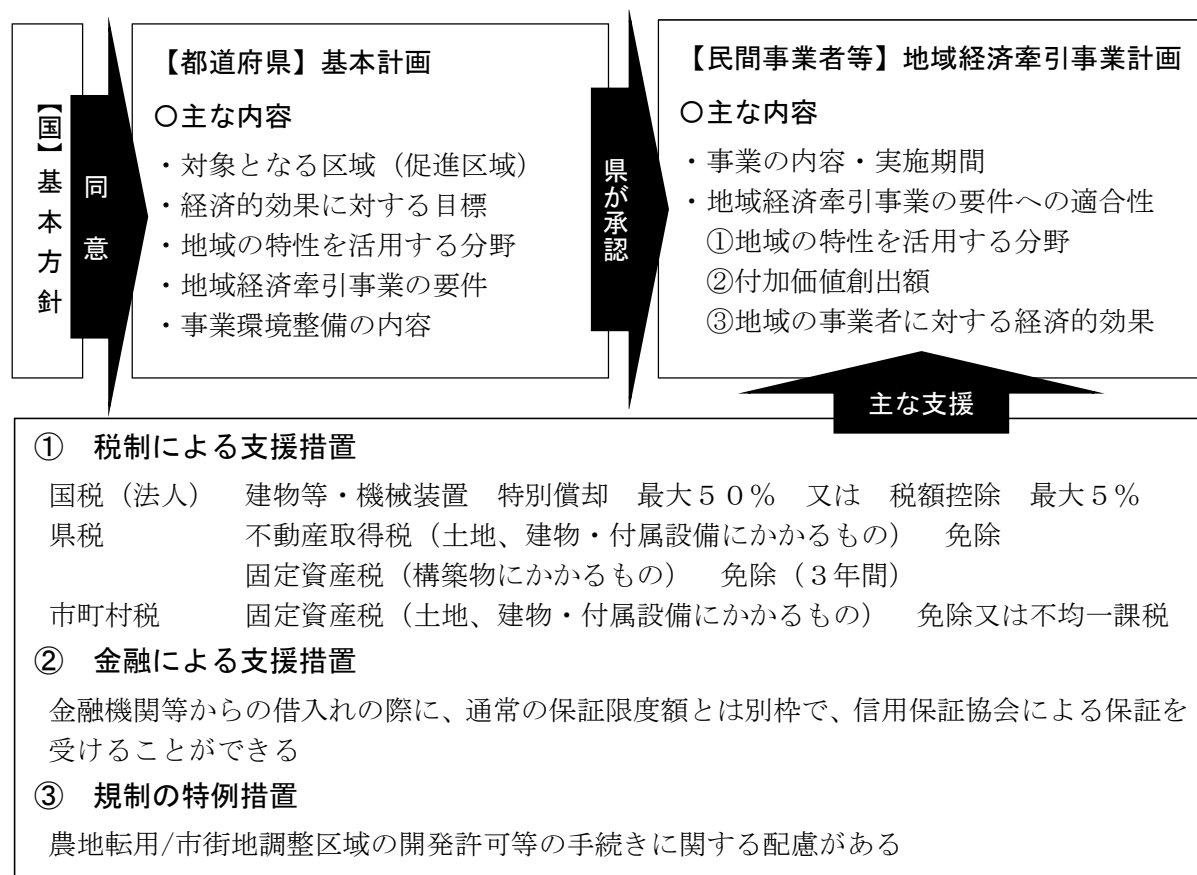
島根県未来投資促進基本計画の策定について

地域未来投資促進法（平成29年7月施行）に基づき、国が定める「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」が、今年7月に改正されたことに加え、現在の県計画の計画期間が今年度末で終了することから、来年度からの新計画を策定する。

※前回（9月）報告時から一部変更し、国に計画(案)を正式に申請するため報告する。

1. 法律の概要

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とするもの。



2. 基本方針の改正概要

重要課題であるサプライチェーンの構築・強靱化やGX・DXの促進などの事業環境整備を中心に、地方公共団体等に期待される役割等を追加。

3. 現在の県計画に基づく承認状況（令和5年12月13日現在）

①成長ものづくり・第4次産業革命・ヘルスケア：34件、②農林水産業：1件、③観光：5件

4. 基本計画策定手続きの流れ

- 10月 市町村・支援機関からの同意を得て、国へ「基本計画」ドラフト版を提出
- 12月 国との調整を経て、「基本計画」最終申請
- 2月 市町村最終同意
- 3月 国同意

5. 次期基本計画（案）の概要

現行の３計画（①成長ものづくりほか・②農林水産、③観光）を統合。国の基本方針改正を踏まえ、県が実施するGX・DX促進支援等の制度・事業環境整備項目を追加。

概 要	・高度な機械金属加工技術等をもつ製造業の集積を活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用を創出する。 ・豊富な観光資源や農林水産資源を活かした先進的な取組を支援し、他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう地域経済の好循環を図る。
促進区域	島根県全域
経済的効果 ()は現行の 効果見込み	地域経済牽引事業承認件数 30件(35件) 創出付加価値額 41.5億円(28億円) 地域経済牽引事業による経済波及効果 1.2倍(1.3倍) 促進区域で50億円の付加価値を創出(36億円)
地域経済牽引 事業として の承認要件 ()は現行の 承認要件	①地域の特性を活用すること 成長ものづくり分野、農林水産分野、デジタル分野、観光分野ほか ②高い付加価値の創出 付加価値増加分：3,913万円超(3,029万円超) ③見込まれる経済効果 売上・取引額：各8%増加(各5%) 雇用者数：11%もしくは5人増加(4%・5人増加) 雇用者給与支払総額： <u>19%もしくは5百万円増加</u> (13%・15百万円)
地域の特性	①機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ②電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ③食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑤パルプ、繊維、 <u>エネルギー関連</u> 、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野 ⑥豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社分野・ <u>流通分野</u> 【統合・新設】 ⑦情報関連産業の集積を活用したデジタル分野 ⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野【統合】 ⑨医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野 <u>⑩島根県の恵まれた自然環境やエネルギー賦存量を活用した環境・エネルギー分野【新設】</u>
県が実施する 制度・事業 環境の整備	・不動産取得税、固定資産税の課税免除 ・情報処理の促進のための環境の整備、事業者からの事業環境整備の提案への対応 ・産学官連携による技術支援、人材確保に向けた支援、スタートアップへの支援、地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援、GX・DX促進支援、賃上げ促進支援等
計画期間	令和6年度～令和10年度

※ 太字・下線がR 5. 9月開催農水商工委員会資料からの追加・変更項目

島根県未来投資促進基本計画（案）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の行政区域とする。概ねの面積は67万ヘクタール程度である。

本区域は、大山隠岐国立公園の一部区域、比婆道後帝釈及び西中国山地国定公園の一部区域、宍道湖北山県立自然公園、清水月山県立自然公園、鬼の舌震県立自然公園等の県立自然公園、島根県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地である宍道湖及び中海等の環境保全上重要な地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域はない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

地図（網掛けが促進区域）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

島根県は、本州の西、日本海沿いに位置し、延長約230kmと東西に細長く、離島を有し、歴史的、風土的に異なった背景を持つ出雲、石見、隠岐の三地域から成る。

気候は、春・夏・秋ともに東京に比べ日照時間は長く、冬も沿岸部は対馬暖流の影響から日本海側としては比較的温暖で、北陸に比べ降雪日数も少なく、適度な降雨が本県に豊富な水資源をもたらしている。

また、日本海や宍道湖、中国山地が織りなすすばらしい景観や、古事記、日本書紀、万葉集などに描かれ、古（いにしえ）から今もこの地に残る自然・歴史・伝統文化などが県内各地域に存在しており、美しい自然と豊かな歴史の中で培われてきた、細やかで温かい人情にあふれる土地柄である。

さらに、地震等の自然災害、治安上の不安、交通渋滞による通勤困難も少なく、その上に恵まれた子育て・教育環境、低価格でゆとりある住宅取得が可能であるなど、豊かな自然の中で安心して仕事ができる生活環境が整っている。

県内に立地した企業からも、「豊かさ」と「ゆとり」を持った生活をするためには、全国でも有数の場所であると高い評価を得ている。

②インフラの整備状況等

○高速道路

日本海国土軸の一翼を担う山陰道は、鳥取県琴浦町から県東部出雲市までの間のほか県内では66%が開通している。全線開通により松江～益田間が約2時間で結ばれる予定である。

しかしながら、出雲市から江津市間及び浜田市以西は一部が未整備であり、未だ国道9号が県東部と西部を結ぶ基幹道路となっている。

このため、事故・災害時の代替道路、浜田港や石見空港を活用した産業の活性化や観光の振興、また移動時間短縮による地域医療環境の向上など、山陰道全線開通に寄せる県民の期待は極めて大きく、早期整備が強く望まれている。

今後、県内では、令和5年度の大田～仁摩間を皮切りに令和7年度までに約37kmが順次開通することが予定されており、開通率は約85%まで上昇する。これにより、地域内の時間的距離及び地域外とのアクセスはさらに改善することが見込まれ、物流の効率化と産業の活性化が一層図られるものと期待される。

県西部では、浜田市と中国地方の中央を貫く中国自動車道を結ぶ浜田自動車道が開通しており、県西部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

一方、県東部と広島都市圏をつなぐ路線として、松江市と尾道市を結ぶ松江自動車道及び尾道自動車道が平成26年度に全線開通し、この結果、松江市・広島市間の移動時間が約2時間15分と大幅に短縮され、県東部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

○空 港

出雲縁結び空港、萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港の県営3空港と東京、大阪、福岡、名古屋等の大都市圏とを短時間で直接結ぶ航空路線は、地域産業の振興や人・物

の交流拡大に重要な役割を果たしている。島根県や空港周辺地域では、3空港の航空路線の維持・充実や利便性の向上に向けた取組を連携して推進している。

また、隣接する鳥取県の米子鬼太郎空港は、山陰唯一の国際定期路線が運航しており、島根・鳥取両県への訪日外国人の増加による、県内への経済波及効果の拡大が期待されている。山陰両県では、外国人観光客誘致などの取組を連携して推進している。

○港 湾

国際貿易港である浜田港（重要港湾）からは、釜山（韓国）へ定期コンテナ航路が開設しており、釜山経由で世界各地とつながっている。現在、県、浜田市、益田市、江津市、地元企業で組織された浜田港振興会が中心となり、支援機関、港湾関係機関などと連携を取りながら国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開している。対岸諸国（韓国、中国、ロシア）に近く、高速道路によって山陽側と結ばれている浜田港は、物流拠点としての機能充実が図られてきている。また、クルーズ船の寄港による観光客誘致や地域振興を図るため、県や周辺自治体、経済団体等では連携してクルーズ船の誘致に取り組んでいる。

一方、県東部は、境港（島根県・鳥取県共同管理港）から釜山（韓国）・青島等（中国）への定期コンテナ航路、また、神戸、敦賀、舞鶴港を連絡する国際フィーダー航路が開設され、環日本海交流の拠点として発展し続けている。

今後境港のサービス向上等利便性が高まることにより、貿易拠点としての機能充実が期待できる。コロナ渦により落ち込んだクルーズ船の寄港も再開し始め、寄港数も増加しており、外国人観光客の受入拠点として大きな役割を果たしている。

現在、境港ではふ頭整備やコンテナ・貨客船ターミナル整備が進むとともに、国内RORO船の定期化に向けた取組が行われるなど、貿易拠点・観光受入拠点としての機能充実に向けた取組が推進されている。

○鉄 道

東西に細長い県を走るJR山陰本線は、松江市と益田市間を約2時間で結んでおり、東西を結ぶ重要な公共交通機関である。平成13年に高速化が図られて以降、利便性は飛躍的に向上し、県東部と西部の人的・経済的結びつきが強くなっており、県内の一体感が高まっている。

また、JR西日本では、平成29年6月から運行開始している「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」をはじめ、「WEST EXPRESS 銀河」、「あめつち」などの観光列車が運行しており、県内での立ち寄り観光先や沿線地域だけでなく、全県に渡る観光振興、地域振興に貢献している。

○離島航路

本土と隠岐諸島を結ぶ隠岐航路は、フェリー3隻、超高速船1隻の体制で運航されており、島民の生活及び隠岐地域の振興にとって欠かすことができない交通基盤である。

県、隠岐4町村では、船舶導入や運航に対する支援など、隠岐航路の維持・充実に向けて取り組んでいる。

○人材育成機関

島根県の豊かな自然、文化、歴史といった環境の中で培われてきた、誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、職住近接のゆとりある生活環境など、島根県が有する様々な「強み」が、創造力あふれる人材を多数育んでいる。

人材の供給源となる高等教育機関としては、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校（以下「松江高専」という。）、公立大学法人島根県立大学（以下「島根県立大学」という。）が設置されている。

また、職業能力開発施設として、出雲市、益田市の2箇所に県立高等技術校が、松江市に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の島根職業能力開発促進センター（ポリテクセンター島根）、江津市に島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）がある。

島根県知事認定の職業能力開発校としては、安来市学習訓練センター（安来市）、島根中央地域職業訓練センター（大田市）、ビジネスサポートひかわものづくり実践塾（出雲市）などが設置され、地域の職業能力の開発拠点となっている。

県では、島根大学及び松江高専とそれぞれ「包括連携のための協定」を結び、幅広い分野で様々な事項について連携協力関係を深めてきている。

島根大学と松江高専には、それぞれ地域未来協創本部産学連携部門と地域共同テクノセンターが設置されており、産学官連携環境の充実を背景にして、共同研究が活発に実施され、新製品開発等の成果を上げている。

さらに、工業系高等学校が4校、商業・情報系高等学校が6校、情報・デザイン系の専修学校が3校と県東部から西部にかけて配置されている。

これらの人材育成機関では、産業界や行政機関との産学官が連携した人材育成の取組が展開されるなど、地域の期待に応える教育や研修が行われており、企業の発展を支える優秀な人材が多数輩出されている。

一方、生産年齢人口が減少する中で、景気回復に伴う求人が増加しており、県内企業においては人材確保が喫緊の課題となっている。

そこで、地域産業を担う人材を確保するため、市町村や商工団体とともに、産学官連携組織の充実による学校と地元企業との連携強化を図っている。

また、大学生等を対象とした県内企業見学会や、大学職員と県内企業の情報交換会などにより、県内企業についての理解を促進したり、高度技術・技能を有する産業人材の都市部からの移転を促すため、県内企業とのマッチングや就職支援の取組を強化したりしている。

○産業支援機関

県内唯一の工業系試験研究機関として島根県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）を松江市に、産業技術センターの支所として「浜田技術センター」を浜田市に設置している。産業技術センターでは、産業技術に関する研究開発、試験分析、技術支援・相談等を行い、県内企業への産業技術の向上を推進しており、観光分野でも土産物の新商品開発や原材料加工に関する相談に対応している。

また、県内企業の競争力強化を目指して、企業を経営・技術・販売面から総合的にサポートを行う中核的な産業支援機関である公益財団法人しまね産業振興財団（以下「産

業振興財団」という。)が松江市に、浜田市には、産業振興財団の支所、島根県商工会連合会、公益財団法人ふるさと島根定住財団と一緒に入居する「石見産業支援センター(いわみぷらっと)」が設置されている。

「産業技術センター」及び「産業振興財団」が所在するソフトビジネスパーク島根の中核施設「テクノアークしまね」は、経営支援、販路開拓支援、研究開発支援、創業者支援、知的財産の保護や活用支援など、多様な企業ニーズに総合的に対応する機能を有している。

また、市町では、既存企業の育成や仕事の取引斡旋、企業誘致による産業振興等を目的に「産業支援センター」等の支援機関が設立され、現在、県内に10団体あり、これらの支援機関は市町や県、商工団体が運営に協力し、それぞれのマンパワーや施策を連携して活用しながら、地域産業の振興を図っている。

県全体では中小企業・小規模企業支援の取組を推進するため、「島根県中小企業・小規模企業支援計画」に基づき県・市町村・産業振興財団・商工団体・金融機関等が連携して、中小企業・小規模企業の経営力・技術力・競争力の強化を図るための支援に取り組んでいる。

さらに各地域においては、市町村、商工会、商工会議所等の商工団体や関係する機関が地域の実情に応じた地域主体の連携推進体制を構築して課題解決に取り組んでいる。

○広域的な連携

鳥取県西部から出雲市に至る圏域の20商工団体で組織する「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」と同圏域の5市で組織する「中海・宍道湖・大山圏域市長会」が足並みをそろえ、圏域内の企業が相互に連携し国内外への積極的な展開が図られるよう支援している。

島根県、鳥取県、観光関係団体が連携し、平成28年4月に、広域連携DMOとして「山陰インバウンド機構」を設立し、国土交通省の広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」に認定を受け、海外プロモーションや旅行商品づくりなど外国人観光客の誘致を推進している。

平成29年7月には、中海・宍道湖・大山圏域の5市長会と商工会議所などにより「中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構」が設立され、圏域の魅力アップ事業や誘客対策に取り組んでいる。

広島県との連携については「広島県・島根県観光連携協議会」を設置し、共通するテーマ等を活かした情報発信事業や誘客促進事業といった観光振興を推進している。

また、県と、県西部の9市町などで組織する「石見観光振興協議会」では、石見神楽、温泉、食、石見銀山など地域ならではの観光資源を活用し、山陽地域をはじめ大都市圏に向けた観光情報発信や誘客対策に取り組んでいる。

隠岐地域との連携においては、観光地域づくり法人(地域連携DMO)「(一社)隠岐ジオパーク推進機構」を令和4年4月に設立し、隠岐独自の自然景観や文化、歴史的資産などを活かした誘客促進を図っていく。

このように、市町や県境を越えた広域的な連携や交通インフラを活用した交流の拡大などにより、地域の特色を生かした産業・観光の活性化が期待できる。

③産業構造

令和４年の経済構造実態調査によれば、県内における製造業の事業所数は１，２１３事業所、従業者数は４万２，０２７人、製造品出荷額等は１２，８６６億円、付加価値額は４，３３１億円である。

製造品出荷額等は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、鉄鋼業及び情報通信機械器具製造業の３業種で全体の５０％を、また付加価値額は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、鉄鋼業、食料品製造業の３業種で全体の５０％を占めている。

県東部には、特殊鋼、農業機械、鋳物などが、県西部には窯業土石、水産加工、木材木製品などの業種が比較的多く集積しており、県内全域に幅広く多様な業種が立地している。

近年のデジタル技術の急速な進展により、ビジネスと生活のあり方が大きく変わりつつある。このような中、情報通信業、中でも情報サービス業は、地方にあってでも発展が望める産業であり、平成１９年度以降、県では、プログラミング言語「Ｒｕｂｙ」を軸とし、県内ソフト系ＩＴ産業の人材育成・確保や技術力向上などの支援により、収益性の高い業態転換への促進とその振興に努めてきた。その結果、ＩＴソフト関連企業の立地の増加や、県内企業の売上・従業員数は堅調に伸びている。

一方、農林水産業については、県内生産額に占める産業別構成比は県内全産業の２．４％と少ないが全国平均と比べると約２倍の構成比となっており、本県の重要な基幹産業と位置づけている。特に県の大半を占める中山間地域や離島では、少量多品種の小規模経営体が多いことから、今後、ＩＣＴ技術の導入などによる生産の効率化や規模拡大、新たな販路開拓などの取組が必要である。

④人口分布の状況

島根県の人口は、昭和３０（１９５５）年の９２万９千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、令和２（２０２０）年１０月１日現在の国勢調査人口（確定値）は６７万１千人となっている。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いている。近年の人口移動をみると、若い年齢層ほど転入・転出が多い傾向にあり、特に進学・就職による転出超過が多いことが、近年の社会減の主な要因となっている。

自然動態についてみると、平成４（１９９２）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いているが、長年に渡る少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少なくなっているため、この自然減も当面の間は続くものと見込まれる。

また、地域ごとの人口についてみると、出雲地域（松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町）に４５万９千人（７０％）、石見地域（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）に１７万９千人（２７％）、隠岐地域（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）に１万８千人（３％）が分布している。

２ 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- 本県は、雇用者数の16%、売上高の23%、付加価値額の20%が製造業となっており、製造業が地域経済の中核をなしている。機械金属加工の高い技術力等をもつ企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の19%を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。
- 本県の目指す将来像として位置付けた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくるためには、本県の強みである豊かな自然を活かした農林水産業が、所得向上や若者の就業の場として特に重要な産業となっている。将来的な持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農産漁村の実現を図る。
- 観光は裾野が広く、今後も成長が見込める産業であり、観光消費の拡大は、地域全体への収益増加、雇用創出などの経済効果をもたらす。本県では、観光による地域産業の活性化、雇用の維持・拡大に向けて、豊富な観光資源を活用した魅力ある観光地づくり、誘客対策、観光情報の発信、隣県など広域連携による観光に取り組んでおり、観光立県の実現を目指して、観光の振興を県の重要施策の柱のひとつに位置付け、取組を推進している。宿泊施設、観光施設をはじめとした幅広い観光産業で、観光客のニーズに対応した新しいサービスの創出や、施設・設備の新設やリニューアルを促進することにより、当該事業所の売上額と従業員給与など付加価値額の増加だけでなく、地域全体への観光客の増加などによる幅広い産業への経済波及効果により継続的な地域内経済の好循環を目指す。

(2) 経済的効果の目標

計画期間中に30件の地域経済牽引企業で41.5億円の付加価値額を創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.2倍(※1)の経済波及効果を与え、促進区域で50億円の付加価値を創出することを目指す。

当該50億円は、促進区域での製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、運輸業、卸売業、医療、福祉等の業種の付加価値額(7,806億円)の0.6%に相当する

※1：平成27年島根県産業連関表より

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	50億円	—

(算定根拠)

	各業種の平均 付加価値額	地域経済牽引 事業の平均付加 価値額（※２）	事業 件数	地域経済牽引 事業による付加 価値額
成長ものづくり、 デジタル	1.2 億円	1.6 億円	21 件	33.6 億円
製造業、情報通信 業など				
観光	0.1 億円	0.5 億円	2 件	1.0 億円
不動産業、宿泊業、 娯楽業など				
農林水産・地域商社、 流通分野	0.3 億円	0.7 億円	2 件	1.4 億円
農林漁業、運輸業、 卸売業など				
ヘルスケア	0.7 億円	1.1 億円	5 件	5.5 億円
医療、福祉など				
合計			30 件	41.5 億円

※２ 製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、運輸業、卸売業、医療、福祉等の各業種の１事業所当たり平均付加価値額に、全産業の１事業所当たり平均付加価値額を加えたもの（総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（令和３年））

３ 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業は、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が３，９１３万円（島根県の１事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和３年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で８％以上増加すること

【設定根拠】経済センサス（製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、卸売業、医療、福祉）の売上げ増加率

②促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で８％以上増加すること

【設定根拠】売上げの増加率に準拠

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１１％以上もしくは５人以上増加すること。

【設定根拠】経済センサス（製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、卸売業、医療、福祉）の１事業所当たりの従業員数の増加率から設定
人数は、島根県企業立地優遇制度の助成金支給要件（製造業（中小企業）等）に準拠

④促進区域に所在する事業者の給与支払額等が開始年度比で１９％以上もしくは５百万円以上増加すること。

【設定根拠】経済センサス（製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、農林漁業、運輸業、卸売業、医療、福祉）の１企業当たりの給与総額の増加率及び増加額から設定

なお、上記要件の（２）及び（３）については、事業計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも事業計画期間が短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

４ 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点的に企業立地を促進する区域及び既存企業の事業拡大を図る区域を重点促進区域とする。重点促進区域は以下の大字及び字の区域とし、概ねの面積は７３０ヘクタール程度である。

また、県が策定した島根創生計画において、企業立地の推進を掲げており、競争力があり多くの雇用を生み出す製造業における企業の増設支援や誘致、クリエイティブな仕事の間であるＩＴ企業の集積を一層進めていくこととしている。

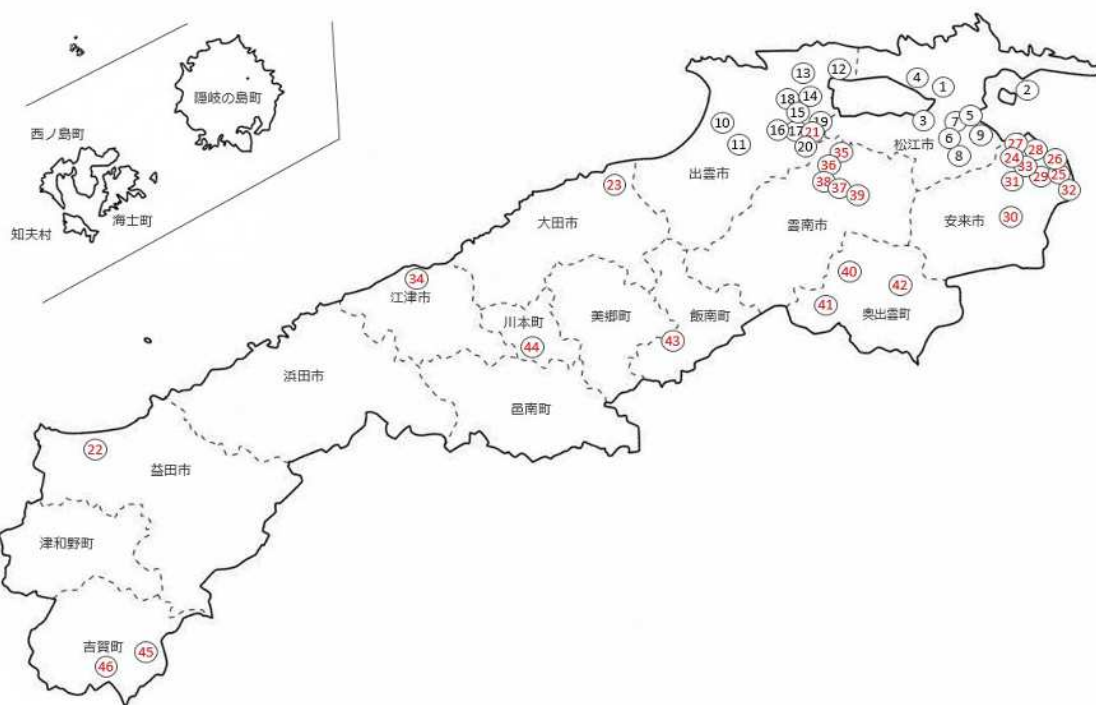
なお、本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び自然公園法に規定する国立公園・国定公園は存在していない。さらに遊休地も存在していない。

番号	区域(箇所)の名称	市町名	大字
1	ソフトビジネスパーク島根	松江市	北陵町
2	江島工業団地	松江市	八束町江島
3	松江湖南テクノパーク	松江市	玉湯町布志名、乃木福富町

4	朝日ヒルズ工業団地	松江市	東長江町
5	馬潟鉄工団地	松江市	八幡町、富士見町
6	東出雲工業団地	松江市	東出雲町錦浜
7	揖屋干拓工業団地	松江市	意宇町、東出雲町錦浜
8	東出雲新産業支援工業団地	松江市	東出雲町出雲郷、東出雲町春日
9	東出雲工業専用地域	松江市	東出雲町揖屋
10	出雲長浜中核工業団地	出雲市	長浜町
11	下古志工業団地	出雲市	下古志町
12	出雲市東部工業団地	出雲市	小境町
13	出雲市吉原工業団地	出雲市	西郷町、東福町、平田町
14	坂田工業団地	出雲市	斐川町坂田
15	出雲斐川中央工業団地	出雲市	斐川町直江、斐川町神氷、斐川町上直江
16	斐川西工業団地	出雲市	斐川町神氷
17	斐川南工業団地	出雲市	斐川町直江
18	上直江工業団地	出雲市	斐川町上直江、斐川町直江
19	結工業団地	出雲市	斐川町三絡、斐川町直江
20	堀切工業団地	出雲市	斐川町直江
21	(仮称) 出雲市新工業団地(斐川)	出雲市	斐川町直江
22	石見臨空ファクトリーパーク	益田市	虫追町口
23	波根地区工業団地	大田市	波根町字西ノ迫
24	安来インター工業団地	安来市	佐久保町
25	安来鉄工センター	安来市	黒井田町、島田町、恵乃島町
26	西恵乃島工業地域	安来市	西恵乃島町
27	福井工業団地	安来市	東赤江町
28	(株) プロテリアル 安来工場用地	安来市	安来町、飯島町、亀島町
29	黒島地区事業用地	安来市	黒井田町
30	伯太工業団地	安来市	伯太町東母里、伯太町安田中
31	切川地区事業用地	安来市	切川町、飯島町、安来町
32	穂日島地区事業用地	安来市	穂日島
33	松ノ前地区事業用地	安来市	今津町
34	江津地域拠点工業団地	江津市	松川町下河戸、松川町上河戸、浅利町
35	南加茂企業団地	雲南市	加茂町南加茂
36	尺の内流通業務団地	雲南市	木次町里方、木次町山方
37	木次拠点工業団地	雲南市	木次町山方
38	藤が丘企業団地	雲南市	木次町山方
39	神原企業団地	雲南市	加茂町宇治、加茂町神原、加茂町三代
40	堅田工業団地	奥出雲町	三沢

41	阿井工業団地	奥出雲町	上阿井
42	大曲工業団地	奥出雲町	横田
43	古市工業団地	飯南町	下赤名
44	三原地区工業用地	川本町	南佐木、田窪
45	蔵木西工業用地	吉賀町	蔵木
46	広石工業用地	吉賀町	広石

地図



また、【重点促進区域２５ 安来鉄工センター】（大字 恵乃島町・黒井田町・島田町）、【重点促地区域３１ 切川地区事業用地】（大字 切川町、飯島町、安来町）及び【重点促進区域３３ 松ノ前地区事業用地】（大字 今津町）には市街化調整区域及び農用地区域が【重点促進区域３２ 穂日島地区事業用地】（大字 穂日島町）には市街化調整区域が含まれるため、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用調整の方針を記載する。

（概況及び公共施設等の整備状況）

【重点促進区域２５ 安来鉄工センター】

概ねの面積は３２ヘクタール程度である。

国営干拓事業（昭和４１年～昭和４７年施工）により埋め立てられた農地であるが、干拓農地南側約１０．４ヘクタールの土地は昭和５８年に中国四国農政局より他用途移転の承認を受け、昭和５９年に協同組合事業として工業団地を造成した土地であり、同年１１月より操業を開始している。

西側に隣接する西恵乃島企業団地とともに事業用地としての利用が進んでいるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、山陰自動車道の安来インターチェンジまで4.4km、隣県の米子市にある同米子西インターチェンジまで6kmで、ともに車で約8分の距離にあつて交通利便性も高いことから、当該区域北側の干拓農地を含め、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本重点促進区域は、南側約16ヘクタール（安来鉄工センターとして造成された土地に加え、その周辺で企業が事業用地として新たに取得した土地を含む。）の工業団地が市街化区域の工業専用地域である一方、当該区域北側約16ヘクタールの土地はその全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

【重点促進区域3-1 切川地区事業用地】

概ねの面積は56.7ヘクタール程度である。

周辺は宅地があるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、県道安来木次線に隣接し、山陰自動車道の安来インターチェンジまで2.6km、交通利便性が高く、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域3-2 穂日島地区事業用地】

概ねの面積は10.2ヘクタール程度である。

公園用地としての利用が進んでいるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、国道9号に近接し山陰自動車道の安来インターチェンジまで4.4km、隣県の米子市にある同米子西インターチェンジまで6kmで、交通利便性が高く、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域3-3 松ノ前地区事業用地】

概ねの面積は7.8ヘクタール程度である。

周辺は商業施設、宅地があるため、上水道、電力供給ラインなどのインフラは十分に整備されているほか、国道9号に近接し、また建設予定の山陰自動車道切川インターチェンジまで約1.6kmで交通利便性が高く、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

重点促進区域のうち、【重点促進区域2-5 安来鉄工センター】、【重点促進区域3-1 切川地区事業用地】、【重点促進区域3-2 穂日島地区事業用地】、【重点促進区域3-3 松ノ前地区事業用地】の土地利用調整に係る、他計画に示す記載に関しては、「9. 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」（1）総論中の（他計画との調和、公共設備整備の状況等）で述べる。

(2) 区域設定の理由

「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、【重点促進区域25 安来鉄工センター】、【重点促進区域31 切川地区事業用地】、【重点促進区域32 穂日島地区事業用地】、【重点促進区域33 松ノ前地区事業用地】とその周辺は企業が立地する環境が整った区域である。

なお、安来市内には5つの工業団地が存在するが、全ての工業団地が分譲完了しており、一部に未利用の土地が見受けられるものの、立地企業が将来の増設余地として確保している土地であり、他者が利活用可能な産業用地は残されていないほか、農村産業法に基づいて造成された用地等の工場適地や業務用地も存在していない。

また、都市計画法に基づく市街化区域内には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など、工場その他産業拠点が立地可能な未利用地がほぼ存在していない。市街化区域内の用途地域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域においてはほぼ全ての土地が企業の事業用地や住宅・店舗などとして利用、あるいは利用が予定されており、数少ない未利用地についても住宅に囲まれた矮小な土地であって産業利用が困難な土地であるほか、既存企業の所有地であって将来的な拡張予定地として確保されている土地などしか残っておらず、企業のニーズを満たす一団の土地の確保が困難な状況にある。

以上のことから、【重点促進区域25 安来鉄工センター】、【重点促進区域31 切川地区事業用地】、【重点促進区域32 穂日島地区事業用地】、【重点促進区域33 松ノ前地区事業用地】を重点促進区域に設定する。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

上記の重点促進区域を工場立地特例対象区域とする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤島根県のパルプ、繊維、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑥島根県の豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野
- ⑦島根県の情報関連産業の集積を活用したデジタル分野
- ⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野

⑨島根県の医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

⑩島根県の恵まれた自然環境やエネルギー賦存量を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

①島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

島根県の機械金属関連産業の主な集積として、たたら製鉄を源流とする特殊鋼メーカーを中心とした特殊鋼関連産業や、国内外を市場とする大手農業機械メーカーを中心とした農業機械部品加工企業、また、高度成長期以降の企業誘致により、全国第2位の生産重量を誇る銑鉄鋳物製造業や、広島県の自動車メーカーなどに高精度な部品を供給する自動車関連部品製造業、国内でトップシェアを持つ業務用厨房機器メーカーを中心とする厨房部品加工企業、島根大学との共同研究などにより宍道湖・中海圏域を中心に発達した水浄化等の環境対策機器製造業などがある。

このような集積により、島根県の機械金属関連産業とそれに付随する樹脂系部品製造業は、県内製造業における従業者数、付加価値額とも37%程度を占める重要な産業集積となっている。

こうした強みを持つ同産業の特性を生かした成長分野などへの参入、販路拡大に向けた挑戦として、長期的な成長が見込まれる航空機分野での事業拡大に向けた技術力の高度化、軽量化・電動化・自動走行化などが進展する自動車業界の動向を見据えた技術開発、農業分野の省力化ニーズに対応するIT技術を活用した農業機械やスマートアグリシステムの開発、生産性向上に対応するためのAI、IoT、RT技術なども活用した省力化設備の開発、アイコンストラクションやアイシッピングの推進による建設機械・船舶関連産業の市場拡大に対応する技術開発、リアモーターカーなど新たに建設が予定される高速鉄道分野への参入、脱炭素化の流れの中での再生可能エネルギー・資源循環分野等、世界的に需要の増加が見込まれる環境・エネルギー分野への参入や販路拡大に向けた取組などを行う必要がある。

また、いずれの分野についても、新興国の経済成長や先進国の需要増加など、海外市場の拡大に伴う販路拡大も期待できる。

こうした成長産業・市場への参入に対応できる幅広い技術基盤が集積していることから選定する。

航空機産業への参入を目指す中小企業グループSUSANOは、グループ参画企業の共同で、航空機部品等の非破壊検査及び加工に関する施設の設置を計画している。

②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

県内には、高度経済成長期にコンデンサ、リレー、プリント基板などの電気・電子部品を製造する企業の立地が盛んに行われ、これらの誘致企業を中心に、立地地域の周辺に部品加工や組み立ての協力企業群が形成されている。

現在では、大規模な生産拠点を設けノートパソコンや積層セラミックコンデンサ、携帯電話部品などを製造する主力メーカーが立地し、また、電気機械、電子デバイス、LED製品、情報通信機器などを製造する中小企業が多数存在するなど、県内製造業における従業者数の23%、工業品出荷額の40%、付加価値額の34%を占める重要な産業となっている。

県では、電波暗室や様々な電気電子試験機器を有する「島根先端電子技術研究拠点」を

整備し、県内の電気電子関連企業が開発した製品に対する電磁適合性試験やコンプライアンス試験を行うなど、企業の技術基盤の強化と研究開発力の強化を支援している。

同産業は価格競争が激しい分野ではあるが、小型化や高機能化など付加価値の高い製品開発を進めることで、今後、航空機、自動車、エネルギー、情報通信、医療・介護などの成長分野での電動化、自動化、省エネルギー化、I o T ・ A I 技術の進展などに伴い基幹部品として海外市場も含めニーズが増大していくことが見込まれる。

県内の電気・電子関連産業は中核的な企業を中心に高い技術力を有し、関連産業への波及も大きく、地域産業の活性化に繋がることから選定する。

③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

島根県では、日本海や中山間地域の良質な農林水産資源などを活用した食品製造業が県内全域に立地しており、製造品等出荷額の8%、事業所数の25%、従業者数の15%を占める重要な産業となっている。

県では、こうした集積の技術力を生かした商品開発を進めるため、産業技術センターなどにおいて企業と共同で研究開発を行っている。また、産業振興財団などを通じて国内市場のみならず、成長が見込まれる海外市場への販路拡大に向けた取組などを支援している。

食品製造業は、今まで蓄積してきた発酵、乾燥、粉碎、醸造、焼成などの加工技術を活用することにより、世界的に進む健康志向に対応する機能性・健康食品や災害等に備えた長期保存可能な商品、高い乾燥技術を活用した食味の良い商品、保存料等を使用しない無添加の商品、共働き世帯など手軽に調理できるニーズに対応する商品、観光や地域ブランド等と連携した差別化商品などの開発や、海外で評価が高まっている日本酒、お菓子、お茶、水産加工品などの輸出などにより販路拡大が期待できる。

また、近年では、食品の製造過程でこれまで廃棄していた未利用部位等を活用した製品開発が盛んに行われており、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の概念が急速に普及していることも相まって、地域の食品関連産業において残渣等を活用した商品の開発が期待できる。

県内全域に幅広く集積し、従業者数の多い同産業の成長は、地域経済への波及が大きいことから選定する。

④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

全国4位の森林率である本県では、木材を活用した産業が発達しており、全国的に高いシェアを占める合板製造は、ハウスメーカー等向けの構造用合板を中心に、製材品は、工業製品向け梱包材や住宅用、家具用として全国に出荷されている。木材チップ製造は、周辺の製紙工場へ供給しているほか、県内3箇所の木質バイオマス発電所や、中国電力三隅発電所向けに、燃料用チップの共同出荷に取り組んでいる。また、隠岐地域では、木材の接着剤などの用途としてリグノフェノールの研究開発を行っている。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、溶解パルプや機能性化成品の製造が行われているが、溶解パルプは、繊維材料等として国内外に供給され、機能性化成品は、食品添加剤等として国内主要メーカーに出荷されている。

また、県西部では、地域の良質な粘土を活用した窯業が盛んであるが、高温焼成技術により凍害や塩害に強い住宅屋根材として石州瓦を全国に供給しており、その出荷枚数は粘土

瓦の全国２位のシェアを持つ一大産地となっている。

こうした木材、住宅関連産業の集積により、県内製造業における従業者数、付加価値額の１０％を占める主要な産業集積となっている。

合板は、主力の構造用合板のほか、現在、輸入品が多数を占める型枠用合板の需要増加が見込まれ、また、製材では、２４事業体で組織する「木材製品県外出荷しまね事業体連合」で、県外市場での販売促進の取組を連携して行うなど生産量の増加が期待される。

木材チップは、セルロースナノファイバー（以下「ＣＮＦ」という。）やカルボキシメチルセルロース（以下「ＣＭＣ」という。）などの製造施設設置に伴う需要や、県内各地の温浴施設向けやバイオマス発電施設向け燃料チップの需要が増加すると見込まれるとともに、ＣＮＦを活用した環境負荷の少ない半導体材料やＣＭＣを活用した車載用リチウムイオン電池の電極材料など、木材チップ等の木質由来の新素材開発による事業化が期待される。

特に、海洋汚染等の国際的な社会課題解決のため脱プラスチックの取組が急速に進んでいるとともに、国内では令和４年４月１日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、サステナブルな素材（竹等の自然素材、木質バイオマス由来の樹脂）の開発、活用が期待される。

瓦産業は、建築用資材の高騰や他屋根材の台頭に伴い、石州瓦が主力商品とする和瓦の市場は縮小傾向にある一方で、タイルや食器といった瓦以外の製品や焼成技術を活かした異分野への参入など新しい市場での事業展開が期待される。

こうした県内の地域資源を活用して製品を製造し、外貨を獲得できる集積産業が成長することは、経済基盤が脆弱な中山間地域などをはじめとして、地域への経済波及効果が高いことから選定する。

⑤島根県のパルプ、繊維、エネルギー関連、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野

島根県内には、競争力が高い固有の技術を持ち、成長分野での販路拡大に向けた取組を行う企業がある。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、溶解パルプなどを製造する企業が、ＣＮＦの研究開発を行っているが、ＣＮＦは、経済産業省が２０３０年のＣＮＦ関連材料の市場創造目標として、国内全体で１兆円を掲げているなど、大きな市場となることが期待されている。

また、車載用リチウムイオン電池用途や食品用途等で伸長が期待されるＣＭＣは、世界市場規模が２０２１年の１６億７０００万米ドルから２０２８年には２２億３０００万米ドルに成長すると予測されるなど、大きな市場になることが期待されている。

繊維製造業では、衣類製造をはじめ、吸放湿性、抗菌性等の機能を持たせたレーヨンや各種日用・衛生用品などに使用される不織布の開発技術を持つ企業などがあり、県内製造業における事業所数の７％、従業者数の５％、工業品出荷額の２％を占める重要な産業となっている。繊維は、安価な海外製品が大きなシェアを持つが、素材に機能性を付与した製品開発などにより差別化を図ることで、国内、海外市場での販路拡大が期待され、また、不織布についても一般消費者の衛生意識の高まりなどにより用途が広がることが見込まれる。

エネルギー関連産業では、豊かな自然環境を活かした、木質バイオマス、風力、太陽光、小水力といった再生可能エネルギーへの投資が県内で積極的に行われており、パワーコン

ディショナやフライホイール蓄電池等の県内で製造される関連製品、高精度で耐久性に優れる交換部品等の供給による、新たな産業の創出が期待される。

資源循環関連製造業では、廃棄物の減容化やリサイクルに資する廃棄物処理装置・堆肥化装置などの開発や金属加工企業の技術や建設業のノウハウを活かした製品開発、排ガス規制強化により市場拡大が期待できる排ガス触媒製造などの取組が進展している。

その他、世界的に需要が増加している自動車外装や日用品樹脂系容器向けの顔料製造など、ニッチな市場で高いシェアを持つ企業などの付加価値向上が期待される。

また、企業独自の技術開発の支援のほか、県が中心となり技術開発を行い県内企業への技術移転や共同研究を進めるなどの取組により、高付加価値な新技術・新製品の開発を促進している。

こうした企業が固有技術を生かして事業拡大することにより、地域経済への経済波及が期待できることから選定する。

⑥島根県の豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野

県内生産額に占める産業別構成比は県内産業の2.4%と少ないが、全国平均と比べると約2倍の構成比となっており、県では重要な基幹産業と位置づけている。

令和2年4月に策定した「島根県農林水産基本計画」の取り組みをスタートさせ、本県農林水産業の持続的な発展を目指している。

農業分野については、本県農業は、耕地面積の約8割が水田であり、これまで米中心の農業が行われてきたが、近年の米の消費量の減少や米政策の見直しを踏まえ、担い手への農地の集積等による持続可能な米作りを推進する一方で、水田を活用した高収益園芸作物の導入を進める水田園芸の取組や有機農業の拡大、県GAP認証産品等、地域の資源や強みを活かした特色ある産地づくりを進めているほか、「しまね和牛」の種雄牛造成や繁殖雌牛の能力向上など、高品質な「しまね和牛肉」の生産性の向上に取組、2022年の第12回全国和牛能力共進会において、第6区総合評価群（肉牛）1位を獲得する等、肉質が高く評価されている。

林業分野については、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の更なる推進のため、林業の生産現場における低コスト化や、最も高値で取引される製材用原木の需要拡大、林業就業者の確保に重点的に取り組んでおり、県内原木生産量は順調に増加してきている。また、製材・合板・チップ等の製造業においては生産加工能力を高めるとともに、特に高品質・高付加価値製品に加工して出荷する体制整備を進めていく。

水産分野については、県西部沖合に広がる大陸棚や隠岐諸島などの複雑な海底地形と相まって好漁場に恵まれ、ブリ、アジ、サワラ、タイ、カレイ、ノドグロ、アナゴ、カニなど多種多様な水産資源が生息する豊かな海が広がっており、漁獲量は全国9位（9万トン、159億円、令和3年）である。また、養殖ではイワガキやワカメ、河川や湖ではアユ、ウナギ、シジミなどが漁獲され、特にシジミは全国1位（4千トン、令和3年）の漁獲量である。これらの水産資源を活用したブランド化の取組が各地域で行われている。

本県農林水産業は、小規模で少量多品種の経営体が多く、今後、国内外の競争激化にしっかりと対応し、将来に向けて成長産業として持続的に発展していくためには、GAPの推進や、ICT技術などを活用した高度な生産システムを積極的に導入して生産性の向上と効率化を進めながら、中核的な経営体の経営規模拡大やクラスター化による生産の集積を推進することで、島根を牽引する産地を構築していく。また、個々の経営体だけではな

く、県内外の企業や地域商社などによる新たな流通のしくみづくりや、新たな農林水産物や加工品などの輸出、地産地消の取り組みなどを進め、これまでにない新たな販路を開拓し、売れる農林水産品づくりを推進する。

とりわけ、こうした農林水産物や加工食品などを鮮度や品質を保持しながら、首都圏など大消費地に輸送するためには、地域商社や物流事業者などの流通事業者の輸送力や品質保持技術によるところが大きい。この点、この地域には、松江自動車道及び尾道自動車道、山陰道、浜田道といった高速道路、出雲縁結び空港、萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港、米子鬼太郎空港などの空路、重要港湾である浜田港や境港などの海路等、多くの交通インフラがあり、こうしたインフラを活用する物流・流通事業者や地域商社などが多く存在している。こうした事業者は、農林水産事業者を中心した地域産業をサポートする重要な事業者であり、地域産業の強化には欠かせない。

物流業界においては、2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等の働き方改革や脱炭素化に向けた取組への対応も求められており、こうした状況はリスクでもあるが、適切な対策を取れば県内経済成長のチャンスともなりうるものであり、地域経済を牽引していく企業の円滑な事業活動に資するよう、支援していく。

⑦島根県の情報関連産業の集積を活用したデジタル分野

島根県内では、生産性が高いと世界的に評価されているプログラミング言語「Ruby」（開発者が松江市内在住）をはじめとするオープンソースソフトウェア（OSS）を軸とし、産学官＋コミュニティの連携により、新たなビジネスの創造を指向する活動や、IT人材の集積を目指した取組が進められている。

こうしたRubyへの取組が広がることで島根県への注目度が高まり、平成19年度以降、県外からのIT企業進出は約50社、IT企業の売上が3倍増となり、県内雇用が約84%増加するなど、県内ソフト系IT産業は着実に発展し、若者の雇用を創出する魅力的な産業となっている。

また、しまねソフト研究開発センター（ITOC）では、IoT向けプログラミング言語「mruby/c」の研究開発や、IT産業における新たなサービス開発・市場開拓の支援、県内産業とIT企業との共創によるビジネス創出の支援等を行っている。これらの取組を通じ、今後、IT企業の高付加価値化や製造業・小売・観光分野等の県内他産業との連携強化が期待できる。

このように、IT産業は、地方にあっても高い技術力と優れたアイデアで成長分野に転換できる産業であることから選定する。

⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野

島根県には、縁結びで知られる出雲大社をはじめ、松江城、石見銀山遺跡などの歴史的資源や、石見神楽、ホーランエンヤ権伝馬踊りなどの伝統文化といった観光資源が多く存在する。令和4年島根県観光動態調査によると、「歴史・文化」を目的とする観光入込客延べ数が13,318千人、その中でも「神社・仏閣」を目的とする観光客が9,506千人で、全体の38.0%を占めている。このことから、「伝統」、「神話」、「ご縁」、「パワースポット」などに興味を持つ観光客が多く、県の重要な観光資源と言える。

また、島根県には日本三大美肌の湯「斐乃上温泉」、日本三美人の湯「湯の川温泉」、日本最古の美肌の湯「玉造温泉」など、60か所以上の豊富な温泉や、美肌に良いとされる

食材が数多く存在し、令和4年島根県観光動態調査では、「温泉」を目的とする入込客延べ数は2,645千人で、全体の10.6%となっている。加えて、冬場の湿度の高さ、一年を通して日照時間が他地域より少ないことから、化粧品メーカーのポーラが実施する「ニッポン美肌県グランプリ」で過去5回、全国最多でグランプリを獲得。「美肌県」としてのプロモーションも展開してきた。

平成25年の出雲大社の大遷宮を契機に打ち出した「ご縁」、島根の気候や温泉、食文化といったライフスタイルから打ち出した「美肌」は、引き続き重要なテーマとなっており、これらに基づいたプロモーションやキャンペーンを展開していく。

また、島根ならではの「ご縁」と「美肌」は、旅を通じて心身ともに癒される「ウェルネスツーリズム」の考え方や親和性があり、今後需要が拡大すると考えられる「ウェルネスツーリズム市場」へのアプローチも行っていく。

海外に向けては、これらの観光資源について、台湾や韓国、香港等、ターゲットとする国や地域の国民性等に合わせながら、プロモーションに取り組んでいる。

⑨島根県の医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

ヘルスケア分野は、医療・福祉機器、医薬品、機能性食品、化粧品、ヘルステック、ヘルスケアサービスなどを対象とした分野であり、SDGsやウェルビーイング、長寿命社会などの潮流の中で、今後、市場の拡大が予測され、県内企業による取組が活発化している。

ヘルスケア分野は、高齢化の先進県である島根県にとっては、地域課題の解決につながる地域ニーズが高い分野である。

医療・福祉機器の分野では、県の集積産業である金属加工企業や樹脂加工企業によって、島根大学医学部や産業技術センターとの産学官連携により、精密加工等の技術力を活かした新製品・新技術開発が進展している。

また、機能性食品や化粧品の分野では、県東部だけでなく石見地域や中山間地域も含めた県全域に関連企業が多く存在しており、多様な製品、技術シーズの集積がある。また「美肌県」として評価されていることも島根県にとってこの分野でのビジネスチャンスとなっている。

そして、デジタル分野では、ヘルステックといった融合技術が注目され、新たな市場が創出・拡大している。県には、ソフト系IT産業が集積していること、しまねソフト研究開発センターやしまね地域DX拠点などの支援機関があること、県内の病院、薬局、介護施設等が患者の医療情報等を共有する地域医療連携システム「しまね医療情報ネットワーク（まめネット）」による地域独自の健康データの蓄積があること、などの強みがある。

このようにヘルスケア分野は、県全域の幅広い業種・業態に強みがあり、高等教育機関が有する技術シーズやIoTなどの先端技術を活用したヘルスケアビジネスに事業者が取り組む展開が期待できる分野であることから選定する。

⑩島根県の恵まれた自然環境やエネルギー賦存量を活用した環境・エネルギー分野

県内では、6市5町が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、カーボンニュート

ラル観光を目指す松江市や農業分野の脱炭素化を図る 邑南町が脱炭素先行地域に選考されるなど、カーボンニュートラルに向けた取組が推進されている。

また、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に登録された宍道湖と中海など貴重な地域資源を守るため、廃棄物の減量化、水質浄化など固有技術を有する環境ビジネスが集積し、事業を拡大している。

さらに、県土の 78% に相当する 524 千 ha を森林が占める県の森林率は、全国 4 位を誇る。この豊富な森林資源を背景に、間伐材や残材を活用した木質バイオマス発電と、これを燃料に供給する関連ビジネスの創出が期待されている。

県の地形は著しく狭長で、かつ、日本海に向けて急傾斜しており、恵まれた風況を有するとともに、県内河川の多くは中国山地を源流に日本海へ流れており、山間の狭い地帯を豊富な水量で急流する河川が多く、発電源として利用されている。

地域の特性や資源を活かし、成長している環境ビジネス分野と、恵まれた自然エネルギー賦存量を活かした風力、小水力、木質バイオマス等発電などエネルギー関連ビジネスをカーボンニュートラルに向け、さらなる成長が期待できる分野であることから選定する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域特性を生かして、ものづくり分野、IT 産業分野、観光分野の成長発展の基盤強化を図り、新たな産業を創出していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、挑戦意欲を喚起する事業環境を整備する必要がある。

そのためには、生産性向上のための設備投資や新たな技術や商品の開発につながる人材投資など、経営力・技術力の強化を支援することが重要であり、人材、設備投資、財政・金融、情報、規制の特例措置等の面で、国の制度と一体となった支援施策を講ずることで、事業者のコスト負担やリスクの低減を図る。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の課税免除措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税及び固定資産税の課税免除措置に関する条例を平成 29 年 10 月 13 日に制定している。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①行政機関等が保有する公共データの公開

県が保有する公共データであって、オープンデータとして公開が可能なものや、他県で同様に公開されているもの、民間等のニーズがあるものから、オープンデータとして公開を推進するとともに、市町村とも連携して、オープンデータの公開やデータの充実を図っていく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

島根県庁商工労働部内に、事業者の事業環境整備の提案を受け付けるための相談窓口を

設置している。提案を受けた場合は、関係部局と連携しながら、解決手段を検討し、適切な対応を図る。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応していく。

②グローバル競争力の強化に向けた経営支援

ものづくり産業は、国内市場の縮小やグローバル競争の激化など厳しい経営環境にあるため、県内企業の国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力の向上等を支援する。

また、県が海外（タイ王国）に設置した支援拠点の活用を図り、成長する新興国市場の需要獲得を支援する。

③産学官連携による技術支援

県内企業の多くは、技術開発や研究開発に必要な資金や人材に乏しいため、産業技術センターが、生産性向上、人材育成、新製品・新技術開発、環境対応技術強化の支援を行うことにより、技術基盤の強化と研究開発力の強化を両輪で進め、次世代分野等への新事業展開を推進する。

また、県内企業の持つ技術の高度化、製品の高性能・高機能化や新素材開発等を促進して企業の競争力強化を図るため、島根大学、島根県立大学、松江高専、産業技術センター、産業振興財団、島根県発明協会、島根県産業振興課による「しまねオープンイノベーションプラットフォーム」を組織して各機関の連携を強化し、優れた技術シーズ・専門家の知見・研究設備を効果的・効率的に県内産業へ還元し県内企業の技術上の課題・隘路の解決につなげていく。中でも、令和5年4月に島根大学に新設された県内初の工学部である「材料エネルギー学部」との連携による県内企業の研究開発力の強化のため、共同研究に係る企業負担の軽減のための支援を行う。

デジタル分野においては、しまねソフト研究開発センターが先駆的な技術開発を推進するとともに、企業が取り組む革新的な技術、商品、サービスの開発を支援する。

④人材の確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

ものづくり及びIT産業においては、生産年齢人口の大幅な減少により人材確保が一層の厳しさを増すことが予想されている。また、競争力強化のためには、経営・技術革新を促進する必要がある、これらの取組を支える人材が必要である。

島根大学の「材料エネルギー学部」が行う県内企業と連携して行う社会実装教育等、高等教育機関と連携し、成長産業へ挑戦する地域企業で活躍し、地域産業を牽引していく優秀な高度専門人材の育成への取組や、産業技術センターにおける県内企業の技術者を養成するための研修生の受け入れ、研究成果や最新の工業技術などを普及するための講習会や研究会の開催などによる県内企業の技術力向上、さらに小学生から社会人までの各段階において、IT技術や県内IT企業と関わる機会作りや、ITに限定した無料職業紹介サービス「IT WORKS@島根」の運営等を通じ、ものづくり及びIT人材の確保・育成を

支援する。

また、将来の県内観光業に従事する人材の確保・育成を目的として、島根大学国際観光教育推進センターの「観光教育プログラム」の開講を支援し、観光業界への興味関心を高める取組をしている。加えて、大学生等を対象に、県内観光事業者との車座トークと就業体験を組み合わせたフェアを、同センターと共催し、人材確保・育成に取り組んでいる。

一方で、県内観光業従事者向けに、オンデマンドセミナーを開設し、スタッフのキャリアに応じたスキルアップを図っていく。

さらに、県内企業が行う都市部等の専門人材確保を支援するため、島根県プロフェッショナル人材戦略拠点に担当マネージャーを配置し、副業・兼業人材の活用を促進している。

県では、事業者がどのような人材を求めているかを把握し、産業振興財団、市町村、大学・高専、職業訓練機関、農林大学校等の関係機関と連携して、各分野における人材の確保と育成に努める。

⑤企業への継続的なフォローアップ

島根県企業立地促進条例に基づき立地計画認定した企業に対しては、島根県商工労働部内に設置したワンストップ相談窓口と専任担当者の年2回以上のフォローアップ訪問により、人材の確保、技術相談、ビジネスパートナーのマッチングなどの要望に対応し、事業継続を支援する。

⑥事業承継に対する総合的な支援

後継者不足等により企業の事業継続が困難になることがないように、事業承継推進コーディネーター1名と事業承継推進員を県内各地に配置して、島根県事業承継・引継ぎ支援センター、市町村、商工団体、金融機関、士業団体等の関係機関と連携した事業承継支援体制を整備し、案件の掘り起こしから事業承継計画の策定・フォローアップまで、一貫した伴走型支援を実施する。

また、普及啓発セミナーの開催、専門家の派遣、事業承継を契機とした新事業展開への助成事業や、地域経済の維持発展に必要な事業者等の事業承継への助成事業など、企業ニーズにあわせた総合的な支援を実施する。

⑦スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

産業構造の変革に対応する新たなビジネスに挑戦する新規創業や第二創業によるスタートアップ創出が重要となっているため、デジタル分野や次世代産業分野を中心として、県内外の企業間連携、高等教育機関や産業技術センターとの産学官連携などのオープンイノベーションを推進することで、地域における挑戦の機運を醸成するとともに、戦略構築から新製品・新技術開発まできめ細かい支援を行う。

⑧地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

米中経済摩擦やウクライナ情勢、コロナ禍など取り巻く環境の変化に経済安全保障の推進について重要性が高まっており、航空機部品や工作機械・産業用ロボットは特定重要物質として定められている。航空機部品は、特殊鋼メーカーを中心とした特殊鋼関連産業が素材から加工、検査まで地域内で一貫加工体制を構築することで供給力強化を図ってい

く。また、DXやCNを推進するうえで重要な、工作機器・産業用ロボットなどにも使われるセラミックコンデンサをはじめとした電子部品などは、電子部品・デバイス・電子回路製造に関連する企業が連携し、供給力強化を図っていく必要がある。

地域でより高い付加価値を生み出すため、産業振興財団と連携し、地域内の企業間連携を促し、流通業を含めた、地域の関連産業によるサプライチェーンの構築や集積化を推進するとともに、高等教育機関や産業技術センターにおいて研究開発や人材育成など、企業の技術力を向上させ、他地域との差別化を図るための支援を行う。

⑨ 賃上げ促進（賃上げ促進支援）

県内企業の多くは、エネルギー価格・原材料価格の高騰等によるコスト上昇分の価格転嫁が適正に行われるよう、産業振興財団内に下請かけこみ寺やよろず支援拠点の価格転嫁サポート窓口を設置し、事業者の賃上げに資する取組の支援を行う。

また、価格転嫁交渉に必要な情報提供や、企業のパートナーシップ構築宣言を促すために県内関係団体と連携しセミナー等による啓発活動を行うなど、下請取引の適正化を促進する。

なお、県と労働局は、総合的な雇用対策を実施するため、島根県雇用対策協定を締結し、賃上げ等の課題に対応している。加えて、県では、事業者向けに発行している支援施策集において、賃上げに向けて活用できる国の助成制度に関する情報提供を行っている。

⑩ GXの促進支援

政府が設定している2050年の実質的な二酸化炭素排出ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、取引への影響も懸念されるため、県内中小企業の経営資源や取組段階に合わせた、基本知識の啓発（知る）、自社の排出量を算定する省エネ診断等（測る）、CO₂削減計画策定や設備導入支援（減らす）を支援していく。

また、官民の投資や新たな市場創出が期待される、環境やエネルギー、リサイクルなどのグリーン分野への県内事業者の進出を支援することで、売上や付加価値の向上とともに、魅力ある職場の創出を図っていく。

環境に配慮した持続的農業の実現に向けて、有機農業の推進や、循環型林業の推進、省エネルギー技術の導入等を進める。

⑪ DX支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

県内中小企業に対して、セミナー等実施しデジタル技術の活用や導入の必要性について理解を促し、アイデア創出やビジネスプランの作成・実証などの段階（※）に応じて専門家の派遣や助成金の交付などの支援を行う。

また、しまねソフト研究開発センター等において、デジタル化の相談対応や導入事業者とIT企業の結び付けを行い、県内のDXを促進する。

農林水産業において、高齢化や労働力不足が進む中、国や民間企業が開発を進めるスマート農業等、経営改善に向けたデジタル技術の活用を進める。

流通業においても、持続可能な物流の構築に向けて、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化等を促進するため、デジタル技術の活用を進める。

※想定段階

ステージ１：デジタル技術による業務の効率化
 ステージ２：デジタル技術による既存事業の収益拡大や変革
 ステージ３：デジタル技術による新ビジネス創出

⑫関連する計画との連携

県域を越えた広域的な観光客の誘客を推進するためには、高速道路インターチェンジ等の交通拠点から観光拠点施設を連絡するインフラを整備し、観光地の周遊性の向上をより一層促進する必要がある。このため、広域的地域活性化法に基づく広域的地域活性化基盤整備計画とも連携していく。

(６) 実施スケジュール

取組事項	令和６年度	令和７年度 ～令和９年度	令和１０年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の課税免除措置	運用及び条例の一部改正（免除期間の延長（予定））	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータ公開・活用の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①島根県庁商工労働部内の相談窓口設置	運用	運用	運用
【その他】			
①市町村と県の緊密な連携（地域経済牽引事業促進協議会）	適宜開催	適宜開催	適宜開催
②グローバル競争力の強化に向けた経営支援	事業実施	事業実施	事業実施
③産学官連携による技術支援	事業実施	事業実施	事業実施
④ものづくり及びＩＴ人材の確保・育成への支援	事業実施	事業実施	事業実施
⑤企業への継続的なフォローアップ	事業実施	事業実施	事業実施
⑥事業承継に対す	事業実施	事業実施	事業実施

る総合的な支援			
⑦スタートアップへの支援	運用	運用	運用
⑧地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援	運用	運用	運用
⑨人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑩賃上げ促進	運用	運用	運用
⑪G Xの促進支援	運用	運用	運用
⑫D X支援	運用	運用	運用
⑬関連する計画との連携	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、島根県が設置する産業技術センター、産業振興財団、地域の高等教育機関である島根大学、島根県立大学、松江高専、また、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の商工団体、地域の金融機関など、県内に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。

そのため、島根県に配置した大学高専担当職員、産業振興財団に設置したよろず支援拠点のコーディネーター及び技術コーディネーターが中心となって、企業等の事業内容や発展段階に応じた適切な支援を提供できるように関係機関の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人しまね産業振興財団

中小企業を総合的に支援する「中小企業支援センター」として、総合相談・設備貸与・創業人材支援・技術支援・取引支援・国際化支援・I T産業支援等のサービスを提供している。

a. 島根県よろず支援拠点

コーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に対応し、商工団体・金融機関等と連携して様々な経営課題の解決を支援している。

b. しまね知的財産総合支援センター

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える知的財産に関する相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付け課題の解決を図っている。

c. しまねソフト研究開発センター

県内I T産業の競争力強化を図るために、オープンイノベーションによる新商品・新サービス開発などの新事業創出支援、県内企業とのA I・I o T分野での共同研究、X Rやドローンなど先端デバイスの活用支援を行う。また、県内中小企業のデジタル

化及びDX化に向けた支援を行う。

d. 島根県プロフェッショナル人材戦略拠点

金融機関や支援機関と連携をしながら県内企業の人材ニーズを掘り起こし、企業の成長戦略実現や経営課題解決に資するプロフェッショナル人材の確保を人材紹介事業者や無料職業紹介事業所を通じて支援する。

②島根大学

島根大学は、地域未来協創本部産学連携部門やオープンイノベーション推進本部を中心に、大学の知的創造物を地域の産業界において活用するための支援や地域の課題解決に向けた支援をしている。

a. 地域未来協創本部産学連携部門

産学連携部門では、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に大学の教員がアドバイスや情報提供を行う科学技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進、外部の機関から派遣される技術者・研究者に対して大学院と同じ程度の研究指導を行う受託研究員制度の運用などにより、地域企業を支援している。

b. 国際観光教育推進センター

観光の観点から地域振興を担う人材のプラットフォームとなることを目的とし、令和4年4月に開設。特別副専攻プログラム「観光教育プログラム」とリカレントプログラム「山陰ツーリズム人材育成塾」を柱とし、人材育成に取り組んでいる。

島根県は国際観光教育推進センターの「観光教育プログラム」の開講を支援し、学生の観光への意識を高めること、観光業界への就職の意識醸成を図っている。

③島根県立大学

島根県立大学は、各キャンパスの地域連携推進組織を中心に、保有する知的資源を生かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加し、地域活性化に貢献している。

a. しまね地域国際研究センター（全学）、地域連携推進委員会（浜田C）、看護栄養交流センター（出雲C）、しまね地域共生センター（松江C）

地域からの要望及び相談への対応、公開講座などの生涯学習の企画、受託研究の促進などの取組により、地域の企業等に対して支援している。

④松江工業高等専門学校

松江高専は、地域共同テクノセンターを中心に、新技術・高度技術の研究機能の充実を図るとともに、地域の産業界との連携を深め、地域社会の発展に寄与している。

a. 地域共同テクノセンター

地域共同テクノセンターでは、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に松江高専の教員がアドバイスや情報提供を行う技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進などの取組により、地域の企業等に対して支援している。

⑤公設試験研究機関等（島根県農業技術センター、島根県畜産技術センター、島根県水産技術センター、島根県中山間地域研究センター、農林水産振興センター）

島根県が設置する公設試験研究機関では、島根の農林水産業・農山漁村の将来ビジョン

を明確化した「島根県農林水産基本計画」に基づき生産現場の課題解決に直結する技術開発など「試験研究の基本的推進方向」を定め、研究に取り組んでいる。

加えて、農林水産振興センターなどの普及部門では、各分野における高付加価値化に向けた技術支援や研究成果の現場への移転などを行っている。

⑥島根県立農林大学校

島根県立農林大学校は、農林業の専門的知識、経営管理能力を習得し、広い視野に立って農林業を考え、技術革新、経営改善に積極的に取り組み、新しい農林業を創造する能力を養い、次代の島根県の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成している。

⑦公益社団法人島根県観光連盟

島根県における観光事業の振興を図り、観光を通じて地域の活性化を図ることを目的とした組織であり、観光客の誘致促進、観光物産・観光文化の振興、イベントの実施、観光地の整備、観光に関する情報の収集・提供を実施し、県内観光産業を支援している。

a. 県外誘客プロモーション事業

営業・宣伝活動、旅行会社商品造成支援、観光情報説明会 等

b. 市場開拓支援事業

M I C E誘致、教育旅行誘致 等

c. 受地整備促進事業

ガイドツーリズム促進、着地型旅行商品支援、観光事業者支援 等

⑧山陰インバウンド機構

外国人観光客の誘客拡大を目的に、平成28年4月に、島根県、鳥取県、観光関係団体により、広域連携DMOとして設立した組織であり、広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」の形成を図るため、海外プロモーション、旅行商品造成、受入環境整備などの取組や、インバウンドによる観光ビジネスの創出を図っている。

a. マーケティング事業

情報発信、マーケティング分析、実証調査 等

b. 受入環境整備、交通アクセス円滑化事業

中核人材育成、通訳案内士育成、旅行商品造成支援 等

c. 滞在コンテンツの充実事業

外国人旅行者向け体験メニュー 等

d. 情報発信・プロモーション事業

w e bサイト発信、市場別情報発信事業 等

e. ビジネス創出・事業支援事業

プラットフォームビジネス支援 等

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、その持続可能な活用を進めるた

め、市町村、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民や事業者の皆さんとともに取組を進めていく。

また、事業活動で発生した廃棄物を適正かつ円滑に再資源化や最終処分までを行うためには、十分な処理施設の整備と適正な維持管理が不可欠であり、民間での新規設置が困難な状況である産業廃棄物の最終処分場について公共関与による最終処分場を確保するなど、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくためには、廃棄物の適正処理を確保する取組を進める必要がある。

- ・本計画の推進に当たっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギー消費量の削減、再生可能エネルギーの導入促進による地球温暖化対策の推進や、3Rの推進や食品ロスの削減による循環型社会の形成を目指して取り組む。
- ・事業活動に伴う廃棄物の増加、大気汚染物質及び水質汚濁物質等の排出や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、事業者が住民に十分な説明を行い、理解を求めていく。
- ・地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然公園法、島根県立自然公園条例、島根県自然環境保全条例、島根県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を遵守し、自然環境部局等と十分に調整を図りながら、自然の風景地の保護、生物多様性の確保、希少野生動植物の保護等に配慮するものとする。
- ・環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、あらかじめ地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。
- ・「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、地方環境事務所又は県の自然環境部局へ事前に相談するものとする。
- ・重点促進区域において、市町村が工場立地法の特例措置を適用するに当たっては、周辺の生活環境に十分配慮した緑地基準を設定するとともに、その設定に当たっては、住民の理解を得ながら行う。

（２）安全な住民生活の保全

県では、平成18年度に制定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、同年度に策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯に関する指針」及び令和2年度に策定した「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」により、県民、事業者、市町村、県等が一緒になって犯罪のないまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

地域における経済活動を牽引する事業の促進によって人口や物流の集中化が図られることで、犯罪及び事故を増加させ、地域住民の安全安心を損なうことのないよう配慮するため、事業者、市町村、県は、次の事項を警察や道路管理者等との連携を図りながら推進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明装置などの防犯

設備の整備について配慮する。

- ・事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するなど防犯に配慮した施設の整備及び管理を行う。
- ・交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離したりするなど交通安全施設等の整備について配慮する。
- ・従業員に対する法令教育、交通安全思想の普及、防犯指導等を徹底し、従業員の法令遵守意識の浸透を図る。
- ・事業者は、地域安全活動を推進するため、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動へ積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。
- ・事業者は、事件事故発生時において、地域住民や関係機関への連絡等迅速な対応を図るため、警察署への連絡体制の整備と捜査への協力を行い、犯罪や事故の防止、ならびに地域の安全と平穏を確保するための取組を推進する。
- ・事業者又は関係自治体が、本計画に基づいた地域における経済活動を牽引する事業を実施するに当たって、安全で平穏な住民生活の保全に影響を及ぼすと考えられる事項があれば、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

(3) その他

①PDCA体制の整備

地域経済牽引事業促進協議会を年適宜開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 25 安来鉄工センター】（農地及び市街化調整区域の範囲）

安来市恵乃島町 1、2、3-1、3-2、4、5、6、7、8、9、10-1、10-2、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、14、15、16、17、18-1、18-2、19、20-1、20-2、20-3、20-4、21、22、23、24、25-1、25-2、26、27、28、29-1、29-2、30-1、30-2、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63-1、63-2、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90-1、90-2、91、92、93、94、95、96、97、98-1、98-2、98-3、98-4、98-5、98-6、98-7、98-8、99、100、101-1、101-2、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、102-6、102-7、102-8、102-9、102-10、102-11、102-12、102-13、102-14、102-15、102-16、102-17、102-18、102-19、102-

28、103、104、105、106、107、108、109-1、109-2、109-3、109-4、109-5、109-6、109-7、109-8、109-9、109-10、109-11、109-12、109-20、110、111、112、114-4、119-1、120-1、122-1、124-1、125-1、127

(産業用地の範囲)

安来市黒井田町 1117、2055-8、2055-11、2055-22、2055-24、2055-25、2055-26

安来市島田町 1900-1、1900-2、1900-3、1900-4、1900-5、1900 続 1、1901、1902-2、1902-3、1902-4、1902-5、1903-1、1903-2、1903-3、1904-1、1904-2、1904-3、1908 内 1、1911、1912-1、1912-2、1913-1、1913-7、1913-8、1913-9、1913-11、1913-12、1914-1、1914-2、1914-3、1914-4、1914-5、1914-6、1914-7、1914-8、1914-9、1914-10、1915、1915 続 1、1915-1、1915-2、1915-3、1915-4、1916-1、1916-2、1916-3、1917-1、1917-2、1917-3、1917-4、1918-1、1918-2、1918-3、1919-1、1919-3、1919-4、1920-12、1921-1、1921-2、1984-1、1985、1985-2、1985-3、2489-1、2489-5、2559、2560-1、2560-2、2561、2562、2563、2564-1、2564-2

安来市恵乃島町 98-9、98-10、98-11、102-20、102-21、102-22、102-23、102-24、102-25、102-26、102-27、102-29、102-30、102-31、102-32、102-33、102-34、102-35、102-36、109-13、109-14、109-15、109-16、109-17、109-18、109-19、113-1、113-2、113-8、113-9、113-10、113-11、113-12、113-13、113-14、113-15、113-16、113-17、113-18、113-19、113-20、113-21、114-1、114-2、114-10、114-11、114-12、114-13、114-14、114-15、114-16、114-17、114-18、114-19、115-2、116-2、116-4、117、119-2、119-3、120-2、124-2、125-2、132、133、134、135、136、138、139、140、142、143、146

(他計画との調和、公共設備整備の状況等)

本重点促進区域は、南側約 16 ヘクタール（安来鉄工センターとして造成された土地に加え、その周辺で企業が事業用地として新たに取得した土地を含む。）の工業団地が市街化区域の工業専用地域である一方、当該区域北側約 16 ヘクタールの土地はその全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和 2 年度からの第 2 次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

市街化調整区域かつ農用地区域であるため、現行の安来市都市計画マスタープランでは「農村環境保全ゾーン」と位置付け、農業振興を図るエリアの一つとしているが、産業用地が不足している現状を鑑み、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるよう、総合計画に即した位置づけとして修正を予定している。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④安来農業振興地域整備計画における記載

【重点促進区域 2 5 安来鉄工センター】には農用地区域が含まれている。当該区域は安来農業振興地域整備計画書における農用地利用方針において経営規模拡大による野菜・果樹等の大規模な生産団地の形成を目指すとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

以上のことから、本重点促進区域における地域経済牽引事業の促進は、他計画との調和したものと言える。

また、本重点促進区域内は、南北に市道恵乃島幹線、東西に県道黒井田安来線が通り、区域中央部で交差している。市道恵乃島幹線は区域南側の国道 9 号と接し、また、県道黒井田安来線の西端は安来港及び J R 安来駅前を中心市街地へと続いており、同じく東端は国道 9 号に接するため、国道 9 号を経由して隣県の山陰道米子西インターチェンジまで約 6 k m に位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。

このように、恵乃島干拓農地を含む地域一帯は、従前からの産業集積とともに、交通便利性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

【重点促進区域 3 1 切川地区事業用地】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(他計画との調和、公共設備整備の状況等)

本重点促進区域は全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

現行の安来市都市計画マスタープランでは「将来市街地」と位置付け、教育・文化機能に加え、商業施設や産業振興施設の立地を促進し、良好な市街地の形成を図る。また、地区計画などによる沿道サービス系の土地利用を農業生産環境などにも配慮しながら進めることとしている。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④ 安来農業振興地域整備計画における記載

農用地区域が含まれている。当該区域は安来農業振興地域整備計画書における農用地利用方針においてはほぼ場は大部分が用排水路兼用であるので田として利用するが、転作作物の生産団地を進めるため、集団による機械化体系など土地利用及び生産の効率化を促進することとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

以上のことから、本重点促進区域における地域経済牽引事業の促進は、他計画との調和したものと言える。

また、本重点促進区域内は、東に県道安来木次線が通り区域北側の国道9号と接する切川バイパスを建設中である。また、山陰道安来インターチェンジまで約2.6km、に位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。このように、交通利便性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

【重点促進区域 3 2 穂日島地区事業用地】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(他計画との調和、公共設備整備の状況等)

本重点促進区域は全体が市街化調整区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

以上のことから、本重点促進区域における地域経済牽引事業の促進は、他計画との調和したものと言える。

また、本重点促進区域内は、東に市道吉佐須崎線が通り区域南側の国道9号と接している。また、国道9号を経由して隣県の山陰自動車道米子西インターチェンジまで約1.9kmに位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。公共下水道については当該区域は今後も整備予定がないため、排水処理については地域経済牽引事業を実施する事業者により施設内に合併浄化槽を整備するものとする。

このように、交通利便性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない

【重点促進区域 3 3 松ノ前地区事業用地】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

別紙のとおり

(他計画との調和、公共設備整備の状況等)

本重点促進区域は全体が市街化調整区域かつ農用地区域となっている。

① 安来市総合計画における記載

安来市総合計画において、安来市の重要な地域資源である特殊鋼関連産業への支援を「産業・観光・雇用分野」の主たる取り組みの一つに位置付けているほか、令和2年度からの第2次総合計画（後期計画）の土地利用方針において、既存企業の拡張や新規企業の立地にも対応可能とした良好な市街地形成を図る将来市街地と位置付けることとしている。

② 安来市都市計画マスタープランにおける記載

現行の安来市都市計画マスタープランでは「将来市街地検討地」と位置付け、将来的に市街地としての利用を想定し、都市計画法施行条例に基づく市街化調整区域の緩和区域や地区計画を利用することで、都市的な土地利用を農業生産環境にも配慮しながら進めることとしている。

③ 安来市まち・ひと・しごと総合戦略における記載

基本目標において「産業振興により、若者に魅力ある雇用の場を創出する」と掲げ、安来市の重要な産業である特殊鋼関連産業をはじめとする「ものづくり企業」における新製品、新技術等の開発や取引拡大に向けた取り組みを支援し、地域経済の健全な発展と雇用の促進を図ることとしている。

④ 安来農業振興地域整備計画における記載

農用地区域が含まれている。当該区域は安来農業振興地域整備計画書における農用地利用方針においてはほ場は大部分が用排水路兼用であるので田として利用するが、転作作物の生産団地を進めるため、集団による機械化体系など土地利用及び生産の効率化を促進するとしている。

農地部分は全て農用地区域に指定されており、周辺の環境と調和しながら農業生産性を高める必要のある農地と位置付けられている一方で、「今後も継続的な転用需要があるものと予想され、適切な各種土地利用計画と整合性を図りながら、また、公共施設についても適切な計画による整合性ある事業を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める」とされている。

以上のことから、本重点促進区域における地域経済牽引事業の促進は、他計画との調和したものと言える。

また、本重点促進区域内は、西に市道下今津線が通り区域北側の国道9号と接している。また、国道9号を経由して山陰道安来インターチェンジまで約4.2kmに位置しているなど、現状でも十分な道路整備がなされている。

電気、上下水道のインフラについては、隣接する区域や、区域内を走る道路に敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。このように、交通利便性に優れた立地条件と十分なインフラ設備を備えており、新たな設

備投資に伴う高い付加価値創出が期待され将来的にも多くの地域経済牽引事業を呼び込む可能性が高いと考えられる地域である。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域とその近辺には、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめ、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的ニーズや事業の見直しを踏まえて区域を設定する。

なお、土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域 2 5 安来鉄工センター】

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には農用地区域が存在するため、土地利用調整区域の設定に当たり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、耕作者の同意を得ながら、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点促進区域内の農地以外での

開発を優先することとする。

【重点促進区域 3 1 切川地区事業用地】

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には農用地区域が存在するため、土地利用調整区域の設定に当たり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように、耕作者の同意を得ながら、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点促進区域内の農地以外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 3 2 穂日島地区事業用地】

①農用地区域外での開発を優先すること

当該区域には、農用地区域は含まれていない。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域の設定に当たり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように、耕作者の同意を得ながら、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用

に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点促進区域内の農地以外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 3 3 松ノ前地区事業用地】

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域とその近辺に、工業団地未分譲地、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内には農用地区域が存在するため、土地利用調整区域の設定に当たり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、耕作者の同意を得ながら、安来市及び島根県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、具体的な事業内容と施設の設置計画に基づき、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、ほ場整備事業等の面的整備は実施されていないが、ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点促進区域内の農地以外での

開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域 2 5 安来鉄工センター】、【重点促進区域 3 1 切川地区事業用地】、【重点促進区域 3 2 穂日島地区事業用地】、【重点促進区域 3 3 松ノ前地区事業用地】に立地予定の施設は基本方針の第一へ (3) ②に該当するものについて、土地の利用調整を行う。

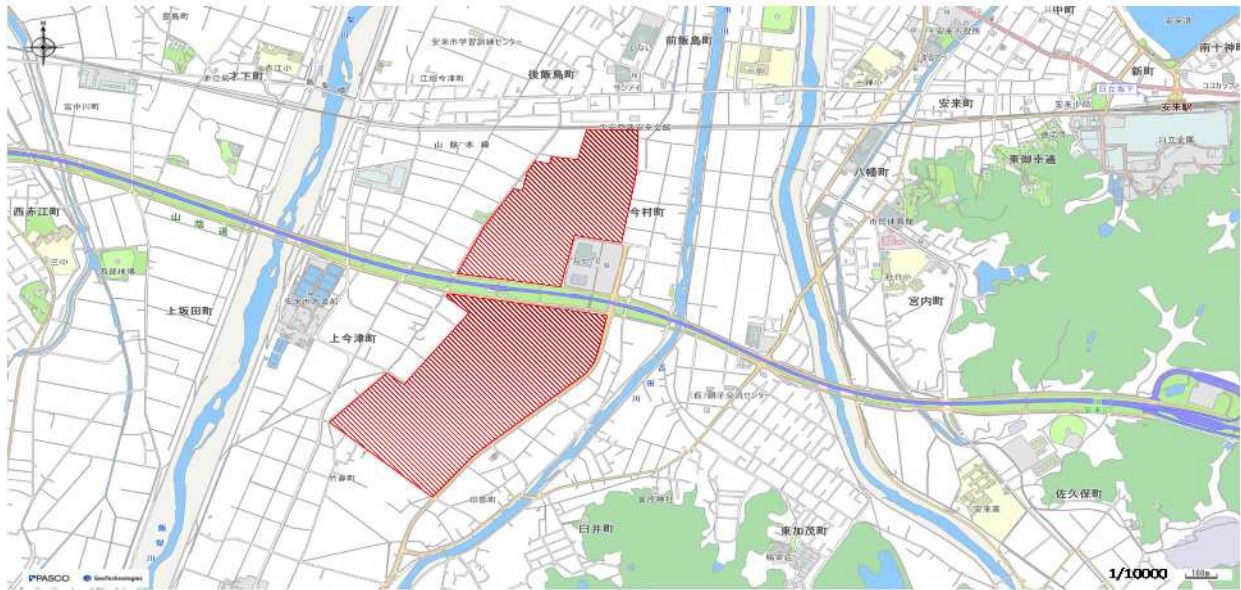
10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「島根県未来投資促進基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

別紙

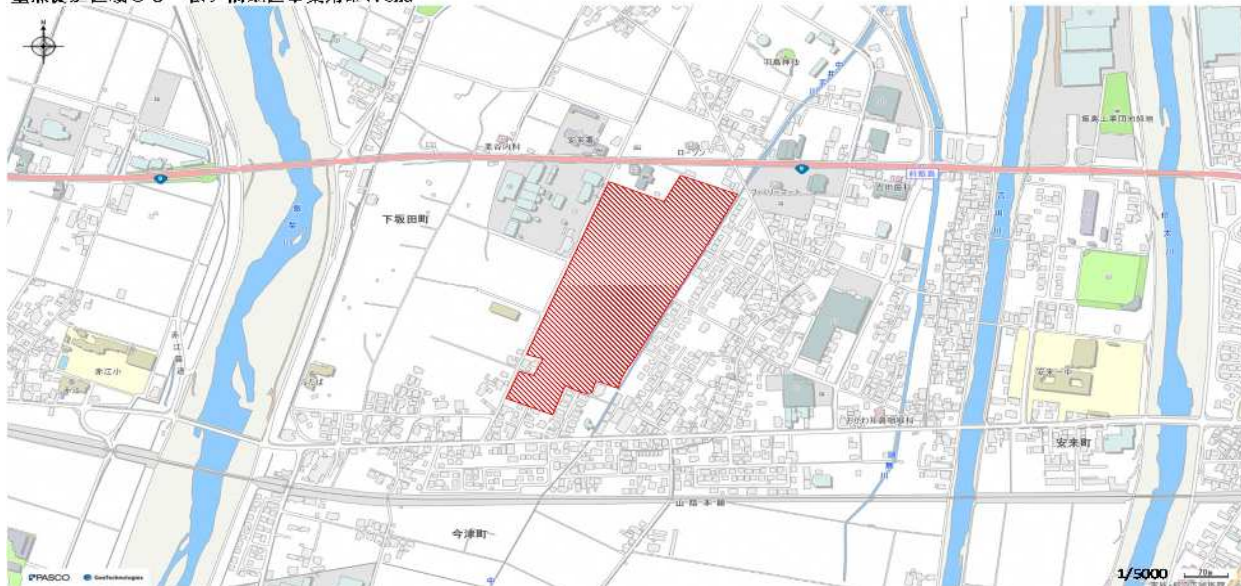
重点促進区域 3 1 切川地区事業用地 56.7ha



重点促進区域 3 2 穂日島地区事業用地 10.2ha



重点促進区域 3 3 松ノ前地区事業用地 7.8ha



公益社団法人島根県観光連盟の 観光地域づくり法人（DMO）登録等について

1. 公益社団法人島根県観光連盟のDMO登録

（1）組織概要

〔目 的〕 島根県における観光事業の健全な発達と振興
観光を通じた地域の活性化

〔設 立〕 平成4年4月1日、〔会 長〕 鷗鷯 順

〔会員数〕 143（観光施設、旅行会社、宿泊等の事業組合など）

〔R5予算〕 一般会計 267, 184千円、特別会計 24, 194千円

（2）DMO登録の理由

- ① 旅行形態の変化（個人旅行の増、地域独自の体験への需要増など）への対応
- ② データ分析に基づいた戦略的なマーケティングの必要性の高まり
- ③ 専門人材の育成

※観光地域づくり法人（DMO）

観光庁が、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域経営の視点に立った
観光地域づくりの司令塔としての要件を備えていると認定する法人

（3）スケジュール

令和6年1月上旬 登録申請

3月下旬 観光地域づくり法人〔地域連携DMO〕登録（予定）

2 観光連盟石見事務所の開設（石見観光振興協議会の業務移管）

石見地域の観光振興を強化するため、令和6年4月、公益社団法人
島根県観光連盟 石見事務所を開設し、石見観光振興協議会の業務を移管

（スケジュール）

（令和5年10月 協議会 臨時総会 ※体制移行について議決）

令和6年3月末 協議会 解散

令和6年4月～ 島根県観光連盟石見事務所 開設

【参考】石見観光振興協議会の概要

〔目 的〕 石見地域の観光振興と地域の活性化

〔設 立〕 平成12年10月、〔会 長〕 久保田 章市（浜田市長）

〔会員数〕 35（市町、観光協会、商工会など）

〔R5予算〕 56, 988千円

ベトナムとの国際定期便就航に向けた ベトナム航空及びMS ツーリストとの連携について

1. 経緯

- ・令和5年7月、県と出雲市で連携し、ベトナム航空、駐日ベトナム大使館、関係旅行会社を招請した県内視察ツアー（FAM ツアー）を実施。食文化、神社仏閣、景観等について高い評価を受けた。

【日 程】 令和5年7月21日～23日

【参加者】 ベトナム航空日本支社総支配人、駐日ベトナム大使館部長、株式会社MS ツーリスト執行役員 ほか

【視察箇所】 出雲大社、松江城、足立美術館、日御碕灯台、稲佐の浜、須佐神社、ガープクリフテラス出雲 等

- ・FAM ツアーでの評価を踏まえ、ベトナム航空、駐日ベトナム大使館、関係旅行会社に対する働きかけや協議を重ねた結果、島根県とベトナム航空との間で、定期便就航の実現に向けて、連携・協力して取組を進めるとの方向性で一致

2. ベトナム航空との覚書及びMS ツーリストとの協定の締結

- ・本年が日越外交樹立50周年という節目の年に当たることを背景として、国際定期便の就航に向けて、相互に緊密に連携を進めていく旨の「島根県とベトナム航空との連携と協力に関する覚書」をベトナム航空との間で締結

<覚書の概要>

●目的

島根県とベトナム航空が、相互に連携・協力して、国際定期便の就航実現を図る。

●連携事項

- ・相互の観光誘客プロモーションの実施
- ・観光客の受入環境整備等
- ・シーズンチャーター及びプログラムチャーターの実施

※参考：ベトナム航空が日本の自治体と覚書等を締結するのは島根県が2例目（鹿児島県が令和5年11月に協定を締結）

- ・併せて、7月のFAMツアーに参加し、ベトナム観光市場に精通し、ベトナム航空によるチャーター実績を有する旅行会社である「株式会社MSツーリスト」との間で連携協定を締結

＜協定の概要＞

●目的

島根県と株式会社MSツーリストが、相互に連携・協力して、島根県とベトナムとの間における観光分野における交流促進を図る。

●連携事項

- ・相互の観光誘客プロモーションの実施
- ・ベトナムにおける島根県の認知度向上
- ・チャーター及びチャーターを利用したツアーの企画

3. 当面のスケジュール

令和5年12月13日 ベトナム航空との連携・協力に関する覚書(MOU)
締結

株式会社MSツーリストとの連携協定締結

- ⇒ チャーターに向けたプロモーションや機運醸成の取組を推進する。
- ⇒ 令和6年春以降できるだけ早期にシーズンチャーターを実施すべく調整を進める。

4. 今後の対応方針

- ・シーズンチャーター及びプログラムチャーターにより実績を着実に積み重ねていくことが重要であり、島根県及びベトナムにおいて、相互に強力なプロモーションを展開するほか、島根県側での受入環境整備やアウトバウンド促進の取組などを進める。
- ・定期便就航に向けて、ビジネス等による往来の需要の確立も不可欠。観光のみならず、産業や人材など幅広い分野において、島根県とベトナムとの交流の活発化や関係性の深化を図る。

県内物流実態調査（中間報告）について

- ・トラックドライバーの時間外労働の上限規制の適用により、輸送能力の不足や物流コストの高騰等が生じる「物流2024年問題」が懸念されている。
- ・県内物流事業者や荷主事業者の現状や取組状況を把握し、必要な施策の検討材料とするため、R6.3月までを期間として実態調査（委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱）を実施している。
- ・なお、調査結果は、セミナーにより県内企業にフィードバックし、物流効率化に向けた意識の啓発を図る。

1. アンケート調査

(1) 調査概要

- 調査時期・方法 令和5年9月20日～10月10日（郵送及びWEBにて回答）
- 調査対象 県内事業者 2,400 社
（荷主事業者 2,095 社、物流事業者 305 社）
- 回答数 県内事業者 578 社(回答率 24.0%)
（荷主事業者 501 社、物流事業者 77 社）

(2) 主な調査項目

①物流2024年問題の認知度

- ・荷主事業者の認知・理解は、物流事業者に比べ、特に遅れている。（図1）
- ・従業員規模別にみると、従業員規模が小さい企業ほど、認知度及び理解度が低い傾向がみられる。（図2）

図1) 物流2024年問題の認知度（有効回答 荷主465、物流事業者71）

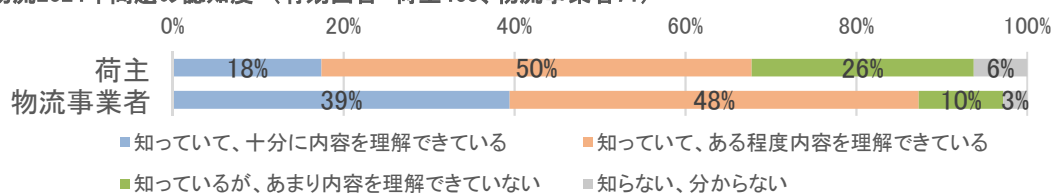
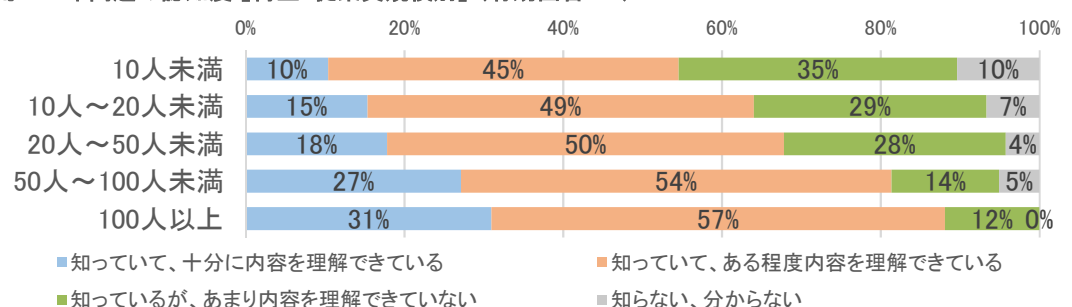


図2) 物流2024年問題の認知度【荷主・従業員規模別】（有効回答446）



②物流 2024 年問題による影響

- ・荷主事業者において、「配送コストの高騰」の影響が最も多く、「荷物が運べない、配送遅延」や「長距離輸送など配送距離の制限」については、現状での影響は小さいが、今後、影響が出ると考えている事業者が多い。(図 3)
- ・物流事業者においては、「従業員の減少及び採用困難」「荷主との交渉」「長距離運行の廃止・縮小」の各項目で既に影響が出始めており、今後影響が出るものも含めると、60%を超える。(図 4)

図3) 2024年問題により懸念される影響【荷主事業者】

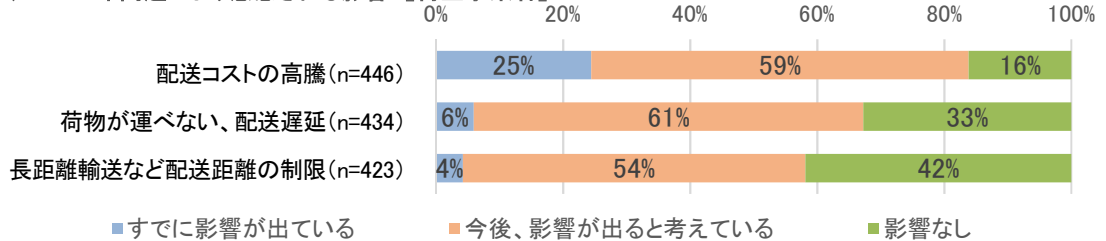
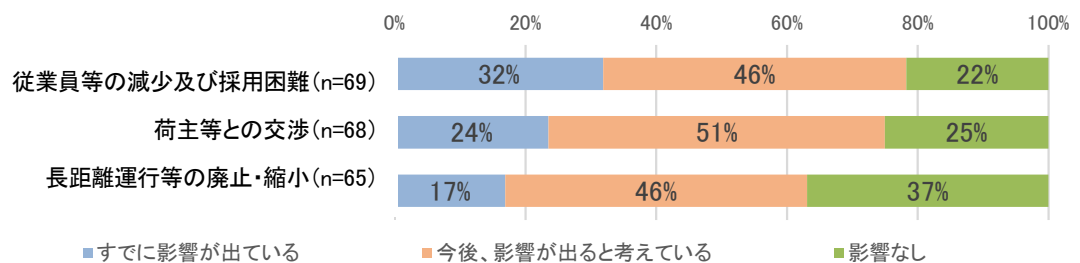


図4) 2024年問題により懸念される影響【物流事業者】



③物流 2024 年問題への主な対応状況

- ・荷主事業者については、「運送事業者との連携強化」や、「配送ルートや納品スケジュールの見直し」を実施、検討している事業者が過半数を超えているが、取組を始めている事業者は少数にとどまっている。(図 5)
- ・6 割以上の荷主事業者が、ドライバーの待機時間や荷役時間等の見直しに取り組む意向がなく、ドライバーの負担軽減に対する認識は低い。(図 5)
- ・「何から取り組んでよいのかが分からない」企業が 79 社 (16%) 存在。
- ・物流事業者の「荷主等との運賃交渉」や「ドライバー等の担い手確保・育成」の取組意向は 8 割程度と高く、「輸送先の近距離化」も 50%を超えている。(図 6)

図5) 物流2024年問題への対応【荷主事業者】

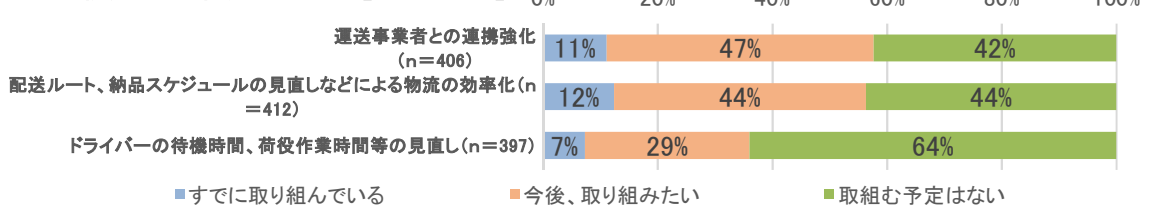
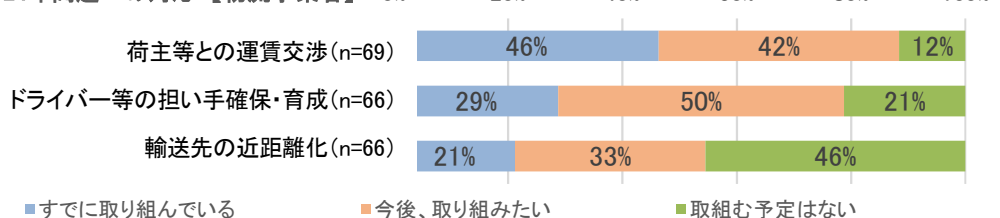
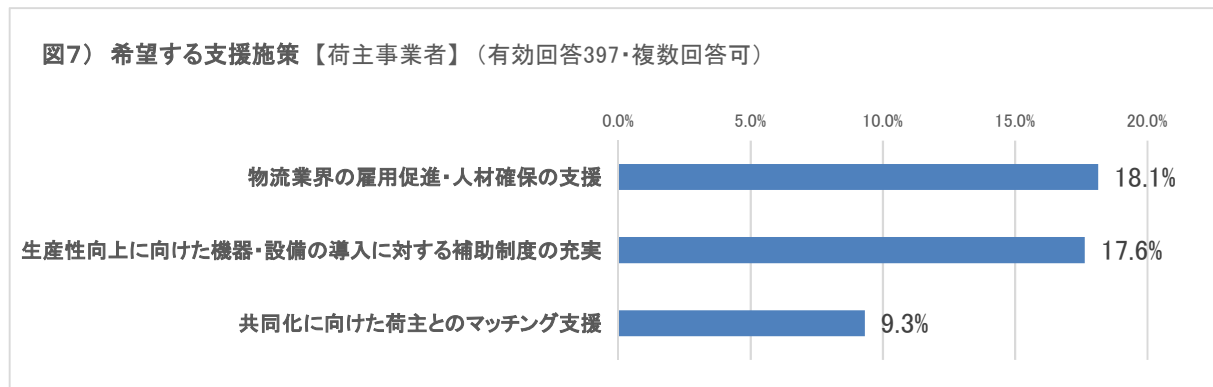


図6) 物流2024年問題への対応【物流事業者】



④希望する支援施策

- ・物流業界の人材確保、機器・設備の導入、共同化に向けた荷主同士のマッチングに対する支援の希望が多い。(図7)



2. ヒアリング調査

- ・県内事業者 20 社程度に、個別にヒアリング調査を実施 (R5. 11~12 月)。

(1) 物流 2024 年問題の影響

- ・「日数がかかるので運べない」と物流事業者から配送品についてお断りを受けた。
(食品製造業)
- ・配送日数の長期化や配送単価の上昇など、見えてこなかった影響が表面化してきている。
(機械金属卸売業)
- ・遠距離のサプライヤーから運送事業者が確保できず、取引をやめたいと相談を受けた。
(機械金属製造業)
- ・2024 年問題で起こりうることをエンドユーザーに伝えることが重要。必要な運賃の値上げも認めてもらえない。(運送事業者)

(2) 物流 2024 年問題への対応、取組状況

- ・1 社単独では物量が少なく、県外から商品を配送してもらえなくなる。複数社で共同で配送する取組を強化していきたい。(流通小売業)
- ・別会社を設立し、県内企業の商品を集めて、一緒に運んで売っていることを考えている。
(食品製造業)
- ・今後、長距離輸送するものは、輸送日数や輸送コストなどを考慮して収益が出る商品にしていく必要がある。商品の販売戦略を変えていくことが必要 (食品製造業)
- ・長距離輸送の中継地点、輸送ルートやスケジュールの見直しなどを、運送事業者と調整している。(機械金属製造業)